

第三十八回国会 農林水産委員会 議 録 第十三号

昭和三十六年三月十四日(火曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事秋山 利恭君 理事大野 市郎君

理事小枝 一雄君 理事小山 長規君

理事丹羽 兵助君 理事石田 有全君

理事角屋堅次郎君 理事芳賀 貢君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

倉成 正君 田口長治郎君

田邊 國男君 館林三喜男君

谷垣 粂一君 中馬 辰猪君

網島 正興君 内藤 隆君

中山 榮一君 野原 正勝君

福永 一臣君 藤田 義光君

本名 武君 松浦 東介君

森田重次郎君 八木 徹雄君

足鹿 覺君 片島 港君

北山 愛郎君 東海林 稔君

西村 関一君 山田 長司君

湯山 勇君 稻富 稜人君

王置 一徳君

出席政府委員

農林政務次官 八田 貞義君

農林事務官 昌谷 孝君

(大臣官房長) 齋藤 誠君

農林事務官 齋藤 誠君

(振興局長) 齋藤 誠君

農林事務官 石井 一雄君

(振興局副局長) 石井 一雄君

自治事務官 松島 五郎君

(財政局財政課長) 松島 五郎君

自治事務官 萩原 幸雄君

(税務局固定資産税課長) 萩原 幸雄君

専門員 岩隈 博君

三月十日

大豆なたね交付金暫定措置法案(内閣提出第一四六号)

同月十三日

漁業権存続期間特例法案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

同日

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

(中馬辰猪君紹介)(第一四五四号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

畜産物の価格安定等に関する法律案(内閣提出第一四三三号)

大豆なたね交付金暫定措置法案(内閣提出第一四六号)

漁業権存続期間特例法案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

4 安定価格は、原料乳、指定乳製品（原料を含む。）又は指定食肉（当該家畜を含む。）の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

5 農林大臣は、安定価格を定めようとするときは、あらかじめ畜産物価格審議会の意見を聞かなければならない。

6 農林大臣は、安定価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

（安定価格の改定）

4 農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、安定価格を改定することができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。

（原料乳の価格に関する勧告）

5 農林大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、乳業者（酪農振興法（昭和二十九年法律第八十二号）第二条第二項の乳業を行なう者をいう。以下同じ。）が安定下位価格に達しない価格で原料乳を買い入れ、又は買入れをおそれがあると認めるときは、当該乳業者に対し、その価格を少なくとも安定下位価格に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

（指定乳製品の生産等に関する計画）

6 農林大臣は、生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）は、原料乳の価格が著しく低落下は低減するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する原料乳を原料とする指定乳製品の生産（他に委託する生産を含む。）に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

2 次の各号の一に該当する者は、指定乳製品の価格が著しく低落下は低減するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その者又はその構成員の生産する指定乳製品（他に委託して生産するものを含む。）の保管又は販売に関する計画を作成し、農林大臣の認定を受けることができる。

一 乳業者

二 乳業者が組織する中小企業等協同組合

三 乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会は、指定食肉の価格が著しく低落下は低減するおそれがあると認められる場合は、その価格

を回復し又は維持することを目的として、構成員の生産する家畜（当該団体の委託を受けて生産するものを含む。）に係る指定食肉の保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

4 農林大臣は、前三項の計画が農林省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

5 農林大臣は、生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合において、畜産振興事業団があつてせんしてもなお当該計画に係る乳業者が、正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、その生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を指示することができる。

6 農林大臣は、第一項から第三項までの認定をしようとするときは、あらかじめ畜産振興事業団の意見を聞くものとする。

第三章 畜産物価格審議会（設置及び権限）

7 農林省に、畜産物価格審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、牛乳、乳製品及び食肉の価格の安定に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

（組織）

8 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、牛乳、乳製品、家畜又は食肉の生産、集荷、保管、販売又は消費に関し学識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

9 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（部会）

10 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（農林省令への委任）

11 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第四章 畜産振興事業団

第一節 総則

（目的）

12 畜産振興事業団は、主要な畜産物の価格の安定及び乳業者等の経営に要する資金の調達の円滑化に必要な業務を行なうことを目的とする。

（法人格）

13 畜産振興事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

14 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

15 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 事業団は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第二十条に規定する出資者に通知しなければならない。

（資本金）

16 事業団の資本金は、政府の出資金十億円と附則第六條第二項の規定により次条第一項に規定する者から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するとき、事業団に出資することができ

(出資)

第十七条 第六条第二項各号の一に該当する者は、事業団に出資することができ

2 前項に規定する者についての出資一口の金額は、十万円とする。

第十八条 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

(持分の払い戻し等の禁止)

第十九条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第二十條 政府以外の出資者（以下第六十條まで単に「出資者」という。）は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡し等)

第二十一條 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 第十七條第一項に規定する者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 出資者は、持分を共有することができない。ただし、出資者の持

分につき相続があつた場合において、当該相続財産につき、遺産の分割があるまでは、この限りでない。

(登記)

第二十二條 事業団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第二十三條 事業団でない者は、畜産振興事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第二十四條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、事業団に準用する。

第二節 役員等

第二十五條 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第二十六條 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行なう。

(監事)

2 監事は、事業団の業務を監査する。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、事業団の業務を監査する。

6 監事は、事業団の業務を監査する。

7 監事は、事業団の業務を監査する。

8 監事は、事業団の業務を監査する。

9 監事は、事業団の業務を監査する。

10 監事は、事業団の業務を監査する。

11 監事は、事業団の業務を監査する。

12 監事は、事業団の業務を監査する。

13 監事は、事業団の業務を監査する。

る団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、農林大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十一條 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

第三十二條 理事長は、副理事長、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第三十三條 事業団の職員は、理事長が任命する。

第三十四條 役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

第三十五條 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三十六條 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に關する

重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができ

4 評議員会は、評議員二十五人以上で組織する。

(評議員)

第三十七條 評議員は、出資者（法人にあつては、その代表者）及び事業団の業務に關し學識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

2 第二十七條第二項及び第三項、第二十九條第二項並びに第三十四條の規定は、評議員について準用する。

第三節 業務

第三十八條 事業団は、第十二條の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 指定乳製品及び指定食肉その他の食肉の買入れ、交換及び売渡

二 前号の業務に伴う指定乳製品及び指定食肉その他の食肉の保管

三 生乳生産者団体の申出により、第六條第一項の規定により認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に關する計画について、その委託に關するあつせんを行なうこと。

四 農林省令で定めるところにより、第六條第二項又は第三項の認定を受けた指定乳製品又は指定食肉の保管に關する計画の実施に要する経費について助成をすること。

五 出資者が銀行その他の金融機関に対して負担する債務の保証

六 前各号の業務に附帯する業務

2 事業団は、前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、飲用牛乳、乳製品及び食肉の需要の増進に関する業務を行なうことができる。

3 第一項第一号及び第五号に規定する業務は、次条から第四十六条までに定めるところにより行なうものとする。

(買入れ)

第三十九条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品(他に委託して生産したものを含む。)を安定下位価格で買入れることができる。

2 事業団は、中央卸売市場において、指定食肉を安定下位価格で買入れることができる。

第四十条 指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合において、事業団がその価格の騰貴を抑制するため必要な数量の当該指定乳製品又は当該指定食肉を保管していないときは、事業団は、農林大臣の承認を受けて、その必要の限度において、輸入に係る当該指定乳製品又は当該指定食肉若しくは政令で定めるこれに代るべき他の食肉(農林省令で定める規格に適合するものに限る。)を買入れ入れることができる。

(売渡)

第四十一条 事業団は、指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格をこえて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品又は指定食肉(前条の政令で定める食肉を含む。)以下第四十四条まで同じ。を、指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、指定食肉にあつては中央卸売市場において、売り渡すものとする。ただし、これらの方法によることが著しく不適当であると認められる場合において、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第四十二条 事業団は、次の場合には、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、原料乳及び指定乳製品又は指定食肉の時に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品又は指定食肉を売り渡すことができる。

一 その保管する指定乳製品又は指定食肉の数量が農林省令で定める数量をこえるに至つた場合
二 その保管する指定乳製品又は指定食肉の保管期間が農林省令で定める期間をこえるに至つた場合
三 その他農林省令で定める場合
(買入れ又は売渡しをしない場合)
第四十三条 事業団は、次の場合には、第三十九条の規定による買入れ又は第四十一条の規定による売渡しをしないものとする。

一 第三十九条第一項の申込みをした者(生乳生産者団体を除く。)について、その者が安定下位価格に達しない価格で原料乳を買入れ又は買入れられるおそれがあると認めるとき。

二 第三十九条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。

三 第四十一条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

四 第四十一条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行なわれたと認めるとき。

五 その他農林省令で定める理由があるとき。
(交換)
第四十四条 事業団は、その保管する指定乳製品又は指定食肉の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これらを同一の規格及び数量の指定乳製品又は指定食肉と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

(債務の保証)
第四十五条 事業団は、乳業者である出資者が銀行その他の金融機関から次に掲げる資金の貸付けを受け、又は当該資金に充てるために手形の割引を受けることにより、当該金融機関に対して債務を負担

する場合、当該債務について保証することができる。

一 生乳の購入又は処理若しくは加工に必要な資金(設備の新設又は改良に必要な資金を除く。)

二 前号に掲げる資金のほか、乳製品の保管その他乳業の経営に必要な資金(設備の新設又は改良に必要な資金を除く。)

三 乳業の経営を合理化するため必要な設備の新設又は改良に必要な資金

2 事業団は、出資者で第六条第二項第二号又は第三号に該当するものが、その組合員たる乳業者又はその直接若しくは間接の構成員たる農業協同組合連合会若しくは農業協同組合に対して前項各号に掲げる資金を貸し付けるために必要な資金を銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対して債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

3 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対して当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に必要な資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対して債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

(業務の委託)

第四十六條 事業団は、次の各号に規定する業務の一部を当該各号に掲げる者に委託することができる。

一 第三十八條第一項第一号の業務(買入れ、交換及び売渡しの決定を除く。)

二 第三十八條第一項第五号の業務(債務の保証の決定を除く。)

三 銀行、相互銀行、農林中央金庫、農業協同組合法第十條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会、商工組合中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関

2 前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

(業務方法書)
第四十七條 事業団の業務方法書には、農林省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業団は、業務方法書を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 事業団は、業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を出資者に通知しなければならない。

第四節 財務及び会計
第四十八條 事業団は、第三十八條

第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理については、政令で定めるところにより、特別の勘定を設けて、他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

2 附則第六条第二項の規定により事業団に出資があつたものとされた金額及び第十七条第一項に規定する者が出資する金額に係る経理は、前項の特別の勘定において行なうものとする。

（事業年度）
第四十九条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（収入及び支出の予算等の認可）
第五十条 事業団は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、第四十八条第一項の特別の勘定に關し前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画（これらの変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。

（決算）
第五十一条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日まで

に完結しなければならない。
（財務諸表等の作成及び送付）
第五十二条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損

益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に、農林大臣に提出してその承認を受けるとともに、第四十八条第一項の特別の勘定に係る財務諸表を出資者に送付しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出し、又は出資者に送付するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけないなければならない。

（利益及び損失の処理）
第五十三条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）
第五十四条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）
第五十五条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 銀行その他農林大臣の指定する金融機関への預金又は金銭信託

二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

（給与及び退職手当の支給の基準）
第五十六条 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

（農林省令への委任）
第五十七条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節 監督
（監督）
第五十八条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）
第五十九条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第四十六条第一項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）

に對し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に對しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 補則
（出資者に対する通知又は催告）
第六十条 事業団が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を事業団に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧）
第六十一条 事業団は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所備えて置かなければならない。

2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 出資者及び事業団の債権者（事業団が保証契約を締結している金融機関を含む。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（解散）
第六十二条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができるときは、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

第五章 雑則
（大蔵大臣との協議）
第六十三条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第六十四条第四項、第三十八条第一項第四号、第四十二条各号、第四十七条第一項又は第五十七条の農林省令を定めようとするとき。

二 第十五条第二項、第十六条第二項、第四十七条第二項、第五十条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

三 第四十二条、第五十二条第一項又は第五十六条の承認をしようとするとき。
四 第四十六条第一項第二号又は第五十五条第一号若しくは第

二号的指定をしようとするとき。

(報告及び検査)

第六十四条 農林大臣は、原料乳、指定乳製品又は指定食肉の生産費、輸入価格、在庫量その他これらの価格の安定に關し必要な事項を調査するため必要があるときは、その限度において、これらの生産者(指定食肉に係る家畜の生産者を含む)、集荷業者、販売業者若しくは輸入業者(これらの者が直接又は間接の構成員となつて

定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

第六十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

2 第五十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 罰則

第六十五条 第三十四条(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密をもらし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六十六条 事業団又は受託者が、第五十九条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第六十四条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に送付しなかつたとき。

八 第五十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

九 第五十八条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

十 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第六十九条 第二十三条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 農林大臣は、第二十七条第一項の例により、事業団の理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に

第三十三条の規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款及び業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の認可を受けるときは、政府に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

4 第六十三条の規定は、第二項の認可をしようとする場合に準用する。

第四条 政府は、事業団の設立に際し、五億円を出資するものとし、前条第三項の規定により出資金の払込みを求められたときは、その全額を払い込むものとする。

2 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(酪農振興基金の解散等)

第六条 酪農振興基金は、事業団の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 酪農振興基金の解散の時までに政府から酪農振興基金に対して出資された五億円及びその時までに出資以外の者から酪農振興基金に

対して出資された額は、それぞれ、事業団の設立に際して政府及び第七十七条第一項に規定する者から事業団に対して出資されたものとする。

3 酪農振興基金の解散については、廃止前の酪農振興基金法(昭和三十三年法律第七十三号)第四十四条第一項の規定による残余財産の分配は、行なわれない。

4 前条第二項の規定により事業団の設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職権で、酪農振興基金の解散の登記をしなければならない。

(持分の払い戻し)

第七条 前条第二項の規定により第七十七条第一項に規定する者が事業団に対し出資したものとされた金額については、当該出資者は、事業団に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該持分の払い戻しを請求することができる。ただし、第四十五条の規定による保証契約に係る債務を負担している者については、この限りでない。

2 廃止前の酪農振興基金法第二十九條第一項第一号から第三号までの規定による保証契約に係る債務を負担している出資者は、農林省令で定めるところにより、相当の担保を提供しなければ、前項の規定による請求をすることができない。

3 事業団は、第一項の規定による請求があつたときは、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払い戻しをしなければならない。この場合において、事業団は、その

払いもどしをした金額により資本金を減少するものとする。

4 第六十三条の規定は、第二項の農林省令を定めようとする場合に準用する。

(経過規定)

第八条 昭和三十六年度の原料乳、指定乳製品及び指定食肉の安定価格の決定については、第三条第一項中「当該年度の開始前」とあるのは、「この法律の施行後すみやかに」とする。

2 この法律の施行の際現に畜産振興事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

3 第二十三条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

4 事業団の最初の事業年度は、第四十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

5 事業団の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第五十条第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

6 附則第十二条の規定の施行前にした廃止前の酪農振興基金法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(増資)
第九条 事業団は、その成立の日における資本金の額のうち第十七条

第一項に規定する者の出資する部分の額が五億円に満たない場合は、昭和三十八年三月三十一日までに、その部分の額を五億円以上とするようにその資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する場合においては、第十七条第一項に規定する者の出資する額が五億円に達するまでは、事業団は、第十六条第二項の認可を受けなくても、その資本金を増加することができる。ただし、第十七条第一項に規定する者の出資のみにより資本金を増加する場合に限る。

(指定市場)

第十条 当分の間、中央卸売市場以外の市場であつて、農林大臣の指定するものは、第三十九条第二項及び第四十一条の規定の適用については、中央卸売市場とみなす。

(区分経理の特例)

第十一条 事業団は、当分の間、第十八条第一項の特別の勘定において第五十三条第一項に規定する残余を生じた場合は、これらの規定にかかわらず、その残余の額の百分の八十に相当する金額を第三十八条第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。）以外の業務に係る経費の財源に繰り入れるものとする。

(酪農振興基金法の廃止)

第十二条 酪農振興基金法は、廃止する。

(登録税法の一部改正)

第十三条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「酪農振興基金」を「畜産振興事業団」に、「酪農振興基金法」を「畜産物の価格安定等に関する法律」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十四条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ五ノ二を次のように改める。

九ノ五ノ二 畜産振興事業団が畜産物の価格安定等に関する法律第三十八条第一項第五号ノ業務ニ関シ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十五条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「石炭鉱業合理化事業団」の下に、「畜産振興事業団」を加え、同項第十二号中「酪農振興基金」を削る。

(法人税法の一部改正)

第十六条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「酪農振興基金」を削り、同項第七号中「及び石炭鉱業合理化事業団」を「石炭鉱業合理化事業団及び畜産振興事業団」に改める。

(行政管理局設置法の一部改正)

第十七条 行政管理局設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「森林開発公団」の下に、「畜産振興事業団」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第十八条 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十六号の二の次に次の一号を加える。

三十六の三 畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六

第三十四条第一項の表中

中央生乳取引調停審議会

畜産物価格調停審議会

畜産物の価格安定等に関する法律に重要な事項を調査審議すること。

に改める。

中央生乳取引調停審議会

酪農振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に重要な事項を調査審議すること。

に改める。

中央生乳取引調停審議会

酪農振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に重要な事項を調査審議すること。

に改める。

中央生乳取引調停審議会

酪農振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に重要な事項を調査審議すること。

に改める。

中央生乳取引調停審議会

酪農振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に重要な事項を調査審議すること。

に改める。

中央生乳取引調停審議会

酪農振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に重要な事項を調査審議すること。

に改める。

中央生乳取引調停審議会

酪農振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に重要な事項を調査審議すること。

に改める。

中央生乳取引調停審議会

酪農振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に重要な事項を調査審議すること。

に改める。

中央生乳取引調停審議会

酪農振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に重要な事項を調査審議すること。

に改める。

中央生乳取引調停審議会

酪農振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に重要な事項を調査審議すること。

に改める。

中央生乳取引調停審議会

酪農振興法により生乳等の取引契約に係る紛争の調停に重要な事項を調査審議すること。

に改める。

年法律第 号）に基づき

主要な畜産物について安定価格を定めること。

第十一条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 畜産振興事業団の指導監督を行なうこと。

理由

畜産及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資するため、主要な畜産物

について、安定価格の設定、畜産物価格審議会の設置、畜産振興事業団の設立その他価格の安定等に関し必要な措置を講ずることとする。ことに、これに伴い酪農振興基金を解散する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大豆なたね交付金暫定措置法案 大豆なたね交付金暫定措置法 (目的)

第一条 この法律は、大豆の輸入の自由化が国内産大豆及びなたねの価格に及ぼす影響に対処するため、当分の間、大豆又はなたねにつき、その生産者及び集荷業者に交付金を交付する措置を講じて、農家所得の安定に資することを目的とする。

(集荷業者に対する交付金の交付)
第二条 政府は、都道府県知事の登録を受けて大豆又はなたねの集荷の業務を行なう者(以下「登録集荷業者」という。)が、第四条第三項の規定による通知を受けた大豆又はなたねの生産者から、第五条第一項の割当証明書に記載された数量の大豆若しくはなたねの売渡し又はその売渡しの委託を受けた場合において、農林省令で定めるところにより、その登録集荷業者からその割当証明書を添えて申請があつたときは、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該登録集荷業者に對し、その申請の際提出された割当証明書に記載された数量の合計数量に

応じて、交付金を交付することができる。

2 前項の交付金の額は、政令で定めるところにより、第一号の基準価格に第三号の農林大臣の定める額を加えた額から第二号の標準販売価格を控除した額に、登録集荷業者が前項の申請の際提出した同項の割当証明書に記載された数量の合計数量を乗じて得た額とする。

一 政令で定める一定期間の大豆又はなたねの生産者の販売価格に農産バリエイ指数を乗じて得た額及び生産事情、需給事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める額(以下「基準価格」という。)

二 大豆又はなたねの生産地において形成された価格として、政令で定めるところにより、大豆にあつては消費地における標準的な取引価格、なたねにあつては登録集荷業者の標準的な販売価格から流通経費を控除した額を基準として農林大臣が定める額(以下「標準販売価格」という。)

三 登録集荷業者が大豆又はなたねの集荷、保管及び販売に要する金利、保管料その他の諸掛りの額として農林大臣が定める額基準価格は、毎年、政令で定める期日までに定めて告示しなければならない。

(生産者に対する交付金の交付)
第三条 前条第一項の交付金の交付を受けた登録集荷業者は、農林省令で定めるところにより、その交

付を受けた交付金の額のうち、前条第二項第三号の農林大臣の定める額にその交付金の算出の基礎となつた大豆又はなたねの数量を乗じて得た額を控除した額をその者に大豆若しくはなたねの売渡しをし又はその売渡しの委託をした生産者ごとに、その売渡し又は売渡しの委託に係る数量に応じてあん分し、そのあん分された額をそれぞれ当該生産者に交付しなければならない。

(交付対象数量の決定及び通知)
第四条 農林大臣は、毎年、当該年産の大豆又はなたねにつき、政令で定める一定年間に於ける各年産の大豆又はなたねの生産者販売数量の年平均数量、大麦及びはだか麦の生産の転換のための施策の実施等による大豆又はなたねの生産の実績等を参酌して、交付対象数量(前条の規定による交付金を交付する対象となる大豆又はなたねの数量をいう。以下同じ。)を定め、これを公表するとともに、その交付対象数量に基づき、都道府県における大豆又はなたねの生産事情及び流通事情等を参酌して、都道府県別の交付対象数量を定め、これを都道府県知事に通知しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、政令で定める農業団体の意見を聞き、同項の都道府県別の交付対象数量の範囲内において、市町村における大豆又はなたねの生産事情及び流通事情等を参酌して、市町村別の交付対象数量を定め、これを市町

村長に通知しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、農業委員会及び政令で定める農業団体の意見を聞き、同項の市町村別の交付対象数量の範囲内において、大豆又はなたねの生産者の大豆又はなたねの生産事情及び販売事情等を参酌して、生産者別の交付対象数量を定め、これを当該生産者に通知しなければならない。

4 前三項の規定により、農林大臣、都道府県知事又は市町村長が通知を発すべき期限は、政令で定める。

(割当証明書)
第五条 市町村長は、前条第三項の規定による通知をした大豆又はなたねの生産者に対し、その通知に係る交付対象数量の割当てを受けた旨を証する証明書(以下「割当証明書」という。)を交付する。

2 前条第三項の規定による通知を受けた大豆又はなたねの生産者は、その通知に係る交付対象数量の範囲内で、農林大臣の定める一定の数量ごとに分割して割当証明書を交付すべき旨を市町村長に請求することができる。

(政令への委任)
第六条 この法律に定めるもののほか、第二条第一項の登録及び割当証明書の発行に必要事項は、政令で定める。

(農産物価格安定法の適用除外)
第七条 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)は、大豆及びなたねについては、適用しない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第四十七号の三の次に次の一号を加える。
四十七の四 大豆なたね交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第 号)により交付金を交付すること。
第四十八条第三号の二の次に次の一号を加える。
三の三 大豆なたね交付金暫定措置法による基準価格及び標準販売価格の決定に関すること。

第五十条に次の一号を加える。
六 大豆なたね交付金暫定措置法による交付金の交付に関すること。(第四十八条第三号の三に掲げる事務を除く。)

理由
大豆の輸入の自由化が大豆及びなたねの価格に及ぼす影響が大であることにかんがみ、当分の間、大豆及びなたねにつき、その生産者及び集荷業者に交付金を交付する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業権存続期間特例法案
漁業権存続期間特例法
(漁業権の存続期間の特例)
第一条 昭和三十六年八月一日において現に存する漁業権(次条に規

定する漁業権を除く。）でその存続期間が昭和三十八年八月三十日まで満了することとなるものの存続期間は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二十一条（漁業権の存続期間）の規定にかかわらず、昭和三十八年八月三十一日、同年十二月三十一日又は昭和三十九年三月三十一日のいずれかの期日のうち都道府県知事（農林大臣の免許に係る漁業権にあつては、農林大臣。以下同じ。）が漁業権ごとに指定する期日に満了するものとする。

2 前項の規定は、同項に規定する漁業権で、次の各号の一に該当するものについては、適用しない。

一 漁業法第三十九条第一項（公益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止）の規定による漁業権の取消しの事由があるか、又はその事由が昭和三十八年八月三十一日までに発生することが確実であると認め都道府県知事が指定した漁業権

三 昭和三十六年八月一日において、その漁場の敷地が他人の所有に属するか、又はその漁場の水面が他人の占有に係る漁業権（農林省令で定めるものを除く。）で、農林省令で定めるところにより、その漁業権者から、都道府県知事に對し、その所有者又は占有者からその漁業権の存続期間の延長に係る同意を得た旨を証する書面の提出がなされなかつたもの

3 第一項の規定による指定は、昭和

和三十六年十一月三十日（同年十二月二十九日まで）にその漁業法第二十一条の規定による存続期間が満了する漁業権にあつてはその満了する日（前一月、同年八月一日においてその漁場の敷地が他人の所有に属するか又はその漁場の水面が他人の占有に係る漁業権にあつては農林省令で定める期日）まで、告示をもつてしなければならない。

4 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日（同年十二月三十日まで）にその漁業法第二十一条の規定による存続期間が満了する漁業権にあつては、その満了する日（前二月）まで、告示をもつてしなければならない。

5 都道府県知事は、第二項第一号の規定による指定をしようとするときは、海区漁業調整委員会（内水面における漁業権に係る指定にあつては、内水面漁場管理委員会。以下同じ。）の意見をきかなければならない。

6 海区漁業調整委員会が前項の意見を述べた場合には、漁業法第三十四条第四項（聴聞）の規定を準用する。

7 都道府県知事は、第二項第二号に該当する漁業権については、その漁業権が同号に該当するものとなつた後、遅滞なく、その種類及び番号を告示しなければならない。

8 第二項第二号の同意については、漁業法第十三条第二項から第四項まで（同意が得られない場合の手続等）の規定を準用する。

（新たに免許する漁業権の存続期間の特例）

第二条 この法律の施行の日から昭和三十八年八月三十一日までの間に都道府県知事がする免許に係る漁業権の存続期間は、漁業法第二十一条の規定にかかわらず、その免許の日から、昭和三十九年三月三十一日をこえない範囲内において都道府県知事が漁業権ごとに定める期日までとする。

附則

この法律は、昭和三十六年五月一日から施行する。

理由

漁業制度調査会における漁業権制度に関する審議の状況にかんがみ、昭和三十六年度に実施される漁業権の切替を昭和三十八年度に延期する等のため、漁業権の存続期間につき特例措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二（「前条」を「前二条」に改め、同条を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

（連年災害における補助率の特例）

第三条の二 その年の十二月三十一日までの三年間に発生した災害により甚大な被害を受けた政令で定める地域内においてその年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害により被害を受けた農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業につき前条第一項第一号の規定により国が行なう補助の比率は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、農地、農業用施設並びに農地幹線林道及びその他の林道ごとに、当該三年間の災害により被害を受けたこれらの施設の災害復旧事業の事業費の総額につき、当該三年間の災害がその年の一月一日から十二月三十一日までの間に発生したものとみなし、かつ、その地域につき同条第四項の規定による指定がなされたものとみなして同条第二項及び第三項の補助の比率を適用して算出した補助金の額に相当する額を、その事業費の総額で除して得た商に相当する比率とする。この場合において、その商は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

2 前項に規定する地域内においてその年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害により被害を受けた農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業で都道府県以外の者の行なうものについての第三条第一項の規定の適用については、同項第二号中「次項各号（第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧

事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号）の区分に従ひ、それぞれ当該各号に定める比率」とあるのは「次条第一項の規定により算出される比率」と、「当該各号に定める比率をこえて」とあるのは「その同項の規定により算出される比率をこえて」とする。

3 前二項の規定は、これらの規定を適用しないものとして前条の規定により算出した同条の規定による国の補助の額が、前二項の規定を適用して同条の規定により算出した同条の規定による国の補助の額をこえる場合は、適用しない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年一月一日以後に発生した災害について適用する。

理由

農地、農業用施設及び林道が連年災害により甚大な被害を受けた地域について、これらの施設に係る災害復旧事業の円滑な実施を確保するため、その事業に対する国の助成につき特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○八田政府委員 畜産物の価格安定等に関する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

戦後わが国における畜産の発展は、まことに目ざましいものがあり、主要家畜の飼養頭数について見ましても、戦前の水準を上回り、中でも乳用牛と

豚につきましては、戦前の最高水準を二倍以上も上回っております。この結果、農家経済の中に占める畜産の比重は著しく増大いたしており、この傾向は今後なお持続するものと考えられるのであります。これは、申すまでもなく、国民経済の発展、国民生活の向上に伴う畜産物需要の増大を背景としたものであります。畜産が、わが国農業の振興さらには発展の中心部門として、米麦中心のわが国農業の体質を改善し、草地開発等土地の高度利用を促進するとともに、国民に対する畜産物供給を確保する等の使命を有していることによるものと考えられます。

しかしながら、今日までの畜産の発展を顧みますと、ややもすれば生産の増加と需要の増加とが調和しない場合があり、これが流通機構の不整備と相俟って畜産物価格の不安定を招き畜産の健全な発展を阻害したことは、いかなる場合でも否定できません。このような状況にかんがみ、今後畜産の一層の発展をはかり、畜産物の生産物の価格の安定をはかり、生産者と消費者に安心感を与えることがきわめて重要であります。

政府といたしましては、従来とも、牛乳、乳製品及び食肉を中心とした畜産物、畜産物の流通改善に努力して参りましたが、わが国農業の転機とも申すべき時期に際し、農業生産の選択的拡大がうたわれているとき、新たな発展の途にある畜産物の画期的な伸長を期するため、ここに、安定措置についての効率性と可能性を考慮しつつ、当面最も安定を必要とする主要な畜産物につき、従来の施策に加

えてさらに歩を進めた直接的な価格の安定措置を講ずることとした次第であります。この措置の適切な運用により畜産物の価格安定をはかつて参りますことは、畜産及びその関連産業の発達によりまして農業の発展の基盤を築くとともに、食生活の充実によりまして国民の生活水準上昇に最も重要な条件を整備することになると考えるのであります。これがこの法律案を提出いたしました趣旨でございます。

次に法案の主要点につきまして御説明いたします。

まず第一に、農林大臣は、本法案の趣旨に従って、原料乳、指定乳製品及び指定食肉につきましてその額を下回って価格が低落することを防止することを目的として安定下位価格を定めるとともに、指定乳製品、指定食肉につきましてその額をこえて騰貴することを防止することを目的として定安上位価格を定めることとしております。従いまして、この上位、下位の両安定価格の間に畜産物の価格が安定することを期待いたしているわけであり、この価格の具体的な決定につきましては、関係学識経験者をもつて構成する畜産物価格審議会を新設し、農林大臣はあらかじめその意見を聞いた上、それぞれの畜産物の生産条件、需給事情その他の経済条件を参酌して定めることとしたのであります。

第二に、価格安定に関する措置についてであります。まず、主として政府出資による畜産振興事業団を新たに設立したことにいたしまして、事業団が安定下位価格で買い入れ、安定上位価格をこえて騰貴する場合に売り渡すことによつて、指定乳製品及び指定食

肉の価格の安定をはかることとしたのであります。この指定乳製品の買い入れにあたりましては、その乳業者が生乳の安定下位価格以上の乳価を支払うことを条件といたしておりますので、乳業者がそれ以上の乳価を支払うことが期待できる仕組みであります。また、売り渡しにつきましては、事業団がその保管しているものを売り渡すのであります。その際事業団に手持ちがないというような事態につきましては、乳製品、食肉の輸入を行なうことといたしております。右の事業団による売買のほか、農林大臣または都道府県知事は、実情に即して、生乳の安定下位価格以下の乳価を支払う乳業者に対して、乳価を少なくとも生乳の安定下位価格まで引き上げるよう勧告をすることといたします。このように、畜産物の価格安定につきましては、価格低落時におきまして生乳及び肉畜の生産者団体、乳業者の自主的な計画と調整に期待いたしまして、生乳生産者団体が委託加工を含む乳製品の生産に関する計画を立てること、生乳生産者団体または乳業者が乳製品の保管または事業団その他への販売に関する計画を立てること、肉畜生産者団体が食肉の保管または事業団その他への販売に関する計画を立てることのそれぞれに計画につきまして農林大臣が認定することといたしました。

この農林大臣の認定があつた場合におきまして、事業団は、生乳生産者団体の乳製品の委託加工をあっせんいたしますとともに、乳製品、食肉の保管経費について助成することといたしました。農林大臣は、事業団のあつ

せんにもかかわらず正当な理由なく委託加工に応じない乳業者に対し、生乳生産者団体の申し出によつて、その委託に応ずるよう指示できることといたしました。

以上の価格安定に関する諸措置の適切な運用によりまして価格安定の実をあげ得るものと考え、次第であります。

第三に、畜産振興事業団について申し上げます。

畜産振興事業団が行なう価格安定措置については、さきにその概略を申し述べた通りであります。事業団は、この他牛乳、乳製品及び食肉の需要増進業務を行なうとともに、従来の酪農振興基金の債務保証業務その他一切を引き継ぐことといたしまして、事業団設立に伴いこの酪農振興基金は解散することとしたのであります。

畜産振興事業団の資本金は、政府出資金十億円と民間出資額の合計額であります。政府出資金につきましては、従来酪農振興基金に對しまして政府が出資いたしておりました五億円と三十六年度におきまして新たに政府が出資することを予定いたしております五億円とを合して十億円といたしたのであります。事業団はこの他借入金を利用することができるとしてあります。また、これらの資金をもちまして業務運用に当たることとなります。また、事業団には役員員のほか評議員会を置くことといたしまして、その業務運営に関する重要事項につきまして、理事長の諮問に依つて調査審議することとします。理事長に意見を具申することができるといたしました。

第四に、畜産物価格審議会の設置であります。農林省に設置いたします

この審議会におきましては、さきに申し述べた安定価格の決定につきまして農林大臣の諮問に依するほか、広く牛乳、乳製品及び食肉の価格安定に関する重要事項につきまして調査審議いたすこととしております。もとより、本法案が予定いたしております事業団の買い入れ、売り渡し等の諸措置が対象といたします品目は、おのずから限定されざるを得ないのであります。牛乳、乳製品及び食肉のそれぞれの内容におきましては各品目の間において相互に密接な関連がありますので、本審議会の審議もその全般に及ぶものとした次第であります。

以上が本法案の提案理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませようお願い申し上げます。

次に、大豆なたね交付金暫定措置法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この法案は、大豆の輸入の自由化が国内産大豆及びなたねの価格に及ぼす影響に対処するため、当分の間、その生産者及び集荷業者に交付金を交付して、農家所得の安定に資することを目的とするものであります。

大豆の輸入を自由化した場合、国内産大豆の価格はかなり低落することが予想され、これに対処して農家所得の安定をはかるためには、従来の農産物価格安定法の措置によつては適当でない点がありますので、今回新たに大豆の生産者及び集荷業者に交付金を交付する措置をとることとした次第であります。なたねにつきましては、その輸入の自由化は行なわれませんが、大豆の輸入の自由化に伴い、なたねの

価格も影響を受けることが予想されますので、大豆と同様この法律の対象とするものといたしたのであります。

以下この法案の主要な内容について御説明申し上げます。

まず第一に、政府は、大豆またはなたねの集荷業者が生産者から大豆またはなたねの売り渡しまたは売り渡しの委託を受けた場合において、割当証明書を書き添えて交付金の交付の申請があったときは、当該集荷業者に対し一定の基準によって交付金を交付することとしたしております。

交付金は、農家が受け取る価格の基準となる基準価格、金及び保管料等の経費、生産地における標準販売価格に基づいて算定することとしたしておりますが、この場合、基準価格は、農業バリエーション指数に基づき算出した価格及び生産事情、需給事情その他の経済事情を参照して定め、標準販売価格は、大豆については消費地における標準的な取引価格、なたねについては集荷業者の標準的な販売価格からそれぞれ流通経費を控除した額を基準として農林大臣が定めることとしたしております。

右の交付金のうち基準価格と標準販売価格の差額に相当する部分が生産者に交付されることとなっております。

第二に、交付金の交付対象数量は、政令で定める一定年間における各年産の大豆またはなたねの生産者販売数量の年平均数量、大麦及びはだか麦の生産の振換のための施策の実施等による大豆またはなたねの生産の実績等を参酌して定めること、並びにこれを都道府県及び市町村を通じて生産者別に決定する手続等を規定しております。

最後に、この法律により交付金を交付する措置を講ずることにより、大豆及びなたねについては、この法律施行の間は、農産物価格安定法を適用しないこととしております。

以上がこの法案の主要な内容であります。以上が、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるよう御願い申し上げます。

次に、漁業権存続期間特例法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

沿岸漁業は、いわば低所得、不安定を特質とする産業として停滞的であり、その振興をはかるため政府においては各種の施策を講じておりますが、これらの施策と相俟って、そのよって立つ漁場の利用及び漁業者の協同組織のあり方自体について根本的に検討を加える必要があるのではないかと考えられます。そこで、昭和三十三年六月農林省に漁業制度調査会を設け、漁業に関する基本的制度の改善をはかるための方策を調査審議していただくこととした次第であります。

漁業制度調査会は、発足以来、漁業権制度、水産業協同組合制度、生産共同化の組織、漁業許可制度、漁業調整制度及び水産資源保護制度等広範かつ困難な問題について詳細に調査審議を続け、昭和三十四年十月にはそれまでの審議結果の概要を取りまとめ農林大臣に対し一応中間報告を行なっているものであります。さらに、本月末全般にわたる最終的な答申が行なわれる見通しとなっております。

政府においては、漁業制度調査会の答申に基づいて、できる限りすみやかに、漁業権制度、漁業許可制度、漁業

者の協同組織に関する制度等漁業に関する基本的制度の改正案を取りまとめ、漁業法、水産業協同組合法等所要の法律の改正案を次の通常国会に提案いたしたいと考えております。

ところが、現行漁業法に基づいて免許されております漁業権はおおむね本年八月及び十二月に切りかえが行なわれることとなっておりますので、漁業法の改正の必要を考慮してその切りかえ免許は改正後の漁業法によって行なうことが妥当と考えられるのであります。なお、漁業権の一斉切りかえには、漁場の測量及び調査、漁場計画の海区漁業調整委員会への諮問、漁場計画に關する関係漁業者の公聴会の開催、漁場計画の公示等、その準備に約一年の期間を必要といたしますので、現在の漁業権の存続期間を原則として昭和三十八年度まで延長いたしますとともに、今後に免許される漁業権の存続期間を昭和三十八年度中に満了させる措置を講ずることができるよういいたしますため、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の内容について概略御説明申し上げます。

第一点といたしまして、本年八月一日現在存在する漁業権で、昭和三十八年八月三十一日までにその存続期間が満了するものにつきましては、漁業法に定められております存続期間の特例措置として、後に御説明いたします特定の漁業権を除き、昭和三十八年八月三十一日、同年十二月三十一日または昭和三十九年三月三十一日のいずれかの期日のうち都道府県知事が漁業権ごとに指定する期日まで、ほぼ二カ年間に

の存続期間を延長することによりいたしております。

この存続期間の特例措置の適用を受けない漁業権には二つの種類がありまして、その一つは、漁業調整上あるいは公益上の必要により、漁業権の取り消しの事由があるか、または取り消しの事由が昭和三十八年八月三十一日までに発生することが確実であると都道府県知事が認めて指定するものであります。他の一つは、漁場の敷地が他人の所有に属するか、またはその漁場の水面が他人の占有にかかる漁業権で、その所有者または占有者から存続期間の延長につき同意が得られないものであることです。これらの漁業権につきましては、公益上の必要性あるいは他の私権との調和をはかる観点から、存続期間延長の特例措置を講ずることは妥当でないと考えられますので、除外した次第であります。

第二点といたしまして、この法律の施行の日から昭和三十八年八月三十一日までの間に新たに免許されます漁業権につきましては、さきに申し述べました存続期間の特例措置と同様の趣旨によりまして、その存続期間を、免許の日から昭和三十九年三月三十一日とこえない範囲内において都道府県知事が漁業権ごとに定める期間までとするようにいたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

続いて、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農林業経営の基盤である農地、農業用施設及び林道については、災害によりしはば大きな被害を受けており、従って、その復旧事業の推進については、国及び地方公共団体において常に努力いたしておるところであります。が、今回、これらの農地、農業用施設、林道に関する災害復旧事業をさらに円滑に実施するため、連年災害をこらうむつた農林業者の災害復旧事業に対する国庫補助率を高める措置に關する規定を設けることとしたしました。

現行法におきましては、毎年、その年発生した災害が激甚な場合には、地域を指定し、高率の補助率が適用されることとなっております。

しかしながら、関係者にとりましては、たとえ当年発生した災害が激甚でない場合であっても、年々連続して災害を受けた場合には、そのこうむる損失または打撃の程度は、当該一年間に激甚な被害を受けた場合と格別異なるものではございません。また、すでに公共土木施設の災害復旧については、関係法令におきまして連年災害の場合における高率国庫負担の特例規定が設けられており、次第でありますので、これらの均衡をも考慮し、今回必要な規定を追加することとしたしました。

以下本法案の内容について簡単に御説明いたします。

第一に、政令で定める区域内におけるその年の十二月三十一日までの農地、農業用施設及び林道にかかる災害復旧事業については、過去三年間の災害が年平均に発生したものとみなして、現行の年平均における場合に準じて補助率を算定し、当該補助率をその

年のこれらの施設の災害復旧事業に適用することとしたしております。

第二に、その年の災害が特に激甚であり、現行法の規定により算定した補助率の方が高くなる場合には、現行法により算定した補助率を適用することとしたしております。

なお、この法律は、昭和三十五年一月一日以後に発生した災害から適用することとしたしております。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○坂田委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました四法案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○坂田委員長 次に、果樹農業振興特別措置法案を議題として、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。湯山勇君。

○湯山委員 前回に引き続いて残余の質問をいたしたいと思います。

前回のときに、本法で予定されておる貸付金が行なわれて団地の経営をしていった場合に、その収支の状況が年次を追ってどういふふうになっていくか、はたして農家の人がそれに対して期待を持つことができるかどうか、そういう資料を示してもらいたいというところをお願いしておきましたが、その点についてまず御答弁願いたいと思います。

○齋藤(誠)政府委員 お答えいたします。

一応先生の御質問に答えるような資料

料を急遽ととのえたのでございまして、この資料作成につきましては、いろいろの仮定がございしますので、その点を御了承願いたいと思っております。

大体、十年据え置きにいたしましたし、あと十五年で償還する、こういう計画で計算いたしましたものでございます。

一年目に、御承知のように、今回融資いたしました植栽の費用といたしまして、反当五万八千九百十四円、これが融資の対象になるわけでございまして、その融資の対象になる主要な項目は、

種苗費、肥料費、諸材料費、防除費、農具費、労働費、あと、資本利子、地代といったものがこれに入るわけでございまして、これによりまして、毎年、結果を見るまでの間は、肥料費、防除費と、それから農具費、労働費というものが、いわゆる撫育の費用としてかかって参るわけでございまして、それに對しまして、四年目ぐらいから多少の収量が出て参るわけでございまして、四年目ぐらいからは、収入といたしまして千二百円程度のものが計上されることになりまして、その後年を追うに従いまして若干収量はふえて参ってくるわけでございまして、十年の据置期間中におきますと、今申しました費用の合計と収入の合計と差し引きいたしますと、結局十四万八千円というものがその間費用としてかかるわけでございまして、この十四万八千円が今後十一年以後二十五年までに償却されるというところに相なるわけでございまして、そうしますと、十一年以後におきましては、収入が、反当収量もほとんどん上がつて参りますので、年々三万六千円程度の収入から、一番盛果期とい

いますか、結果の多い時期になりますと、八万円ぐらいの収入になるわけでございます。しかし、一面費用もかかって参りますし、それから、今申しました償還に伴う費用もそれに加わって参ります、が、しかし、いずれにいたしましても、この十四万八千円と、それからその後の管理費用を落としまして、二十五年におきましては、大体差し引きいたしまして三万四千六百円、二十六年以後は、それぞれ償還も全部終えるわけでございまして、約四万円——三万九千七百二十六円、こういう収益上の益が出てくる、こういう計算に相なるわけでございまして、この過程におきましては二つ仮定がございまして、一つは、農産物価格を単価八十円というふうに押えて、労働費を三百三十円というふうに計算いたしております。それから、六年目以後に共同防除機具を購入する、こういう前提をとっております。

大体以上申し上げたような次第であります。

○湯山委員 今の御説明では単位がよくわからないのですが、一体これは一町単位なのか一反単位なのか、それから、団地、十町を単位にしているのか、その点がはっきりしていないの、それから、果樹全体でどういふふうになるのか、あるいはどれかの種類についてどういふ計算をなさったのか、その点、一番基礎になることが明らかになっていないと思っております。

○齋藤(誠)政府委員 ただいまの資料はリンゴ一反についての計算をやっておりますが、先ほど申しましたように、防除機具も六年目から入れるとい

うふうな計算をいたしておりますので、ある程度の集団を予定しており、個人の散在樹を対象としての経費よりも少なくなる、こういう前提を置いております。

それから、今のはリンゴについて申し上げたのでありますが、大体の傾向は同じような傾向をたどるであろうと思っておりますが、ミカンにつきましては、詳細な計算をいたしておりますけれども、おそらくミカンの場合はリンゴよりも一そう有利になるのじゃないか、かように推定しております。

○湯山委員 ミカンの場合はリンゴより一そう有利になるといふその前提には若干疑問があると思っておりますけれども、お示しいただいた資料だけについて言え、初年度に五百八十万円ばかり団地十町歩として借り入れた、それが十一年のときには千四百八十万円、大体千五百万円の赤字になっておる。それを今度全部償却していくということになるわけですが、結局、赤字が全部解消するのは一体何年か。今この借入金をして経営をして、何年くらいその後初めてこれで赤字がなくなるということになるわけですか。資金も全部返してしまつて、自分のものになつてしまつていくのは、一体何年後になりますか。

○齋藤(誠)政府委員 お答えいたします。

十一年目になりますと、大体費用は四万一千円から二十五年までに四万六千円くらいになるわけでございまして、それに対して、収益の方は、三万六千六百円から八万円くらいになつて参りますので、一応計算上は十一年

年まではマイナスでございまして、十一年以後におきましては、十二年からは三万四千七百円、一万二千円、一万六千円というふうになつて参るわけでございます。従つて、十年目までの赤字十四万八千円、約十五万円を消していくことになりまして、おそろく十七、八年には赤字がなくなるということにならうかと思つております。

○湯山委員 十七、八年で赤字がなくなるというのはいささか了解できかねるのです。十四年の赤字で、十二年目が三万四千程度、十五年の後にも一万六千円くらいですから、なかなかあと二年、三年くらいで全部なくなるといふことはちよつと考えられないと思つて、それにしても、結局、これでやつていけば、十八年、二十年程度は何ら実質的な収入はない、労働として見られておる三百三十円以外には実質的な収入がないという状態にあるので、これではたして農家が希望が持てるかどうか、ここに私は大きな疑問があると思つております。こういうことで農家にお話しになつても、なかなか飛びついてこないし、せつかく作つた振興法が、実際は期待も持たれないし、実際の役に立たないという心配があると思つて、そういう点、どうお考えになつておられますか。

○齋藤(誠)政府委員 お話の通り、果樹につきましては、永年作物の性質上、収益をあげてそれによつて生活を維持するということになりますと長年かかることは事実でございまして、しかし、また、それだけに投資を要するわけでございますが、将来に向かつて大きく投資が成果をあげていく、二十六年になりますと、この表によりまし

ておられます。

○湯山委員 今の御説明では単位がよくわからないのですが、一体これは一町単位なのか一反単位なのか、それから、団地、十町を単位にしているのか、その点がはっきりしていないの、それから、果樹全体でどういふふうになるのか、あるいはどれかの種類についてどういふ計算をなさったのか、その点、一番基礎になることが明らかになっていないと思っております。

○齋藤(誠)政府委員 ただいまの資料はリンゴ一反についての計算をやっておりますが、先ほど申しましたように、防除機具も六年目から入れるとい

うふうな計算をいたしておりますので、ある程度の集団を予定しており、個人の散在樹を対象としての経費よりも少なくなる、こういう前提を置いております。

それから、今のはリンゴについて申し上げたのでありますが、大体の傾向は同じような傾向をたどるであろうと思っておりますが、ミカンにつきましては、詳細な計算をいたしておりますけれども、おそらくミカンの場合はリンゴよりも一そう有利になるのじゃないか、かように推定しております。

○湯山委員 ミカンの場合はリンゴより一そう有利になるといふその前提には若干疑問があると思っておりますけれども、お示しいただいた資料だけについて言え、初年度に五百八十万円ばかり団地十町歩として借り入れた、それが十一年のときには千四百八十万円、大体千五百万円の赤字になっておる。それを今度全部償却していくということになるわけですが、結局、赤字が全部解消するのは一体何年か。今この借入金をして経営をして、何年くらいその後初めてこれで赤字がなくなるということになるわけですか。資金も全部返してしまつて、自分のものになつてしまつていくのは、一体何年後になりますか。

○齋藤(誠)政府委員 お答えいたします。

十一年目になりますと、大体費用は四万一千円から二十五年までに四万六千円くらいになるわけでございまして、それに対して、収益の方は、三万六千六百円から八万円くらいになつて参りますので、一応計算上は十一年

年まではマイナスでございまして、十一年以後におきましては、十二年からは三万四千七百円、一万二千円、一万六千円というふうになつて参るわけでございます。従つて、十年目までの赤字十四万八千円、約十五万円を消していくことになりまして、おそろく十七、八年には赤字がなくなるということにならうかと思つております。

○湯山委員 十七、八年で赤字がなくなるというのはいささか了解できかねるのです。十四年の赤字で、十二年目が三万四千程度、十五年の後にも一万六千円くらいですから、なかなかあと二年、三年くらいで全部なくなるといふことはちよつと考えられないと思つて、それにしても、結局、これでやつていけば、十八年、二十年程度は何ら実質的な収入はない、労働として見られておる三百三十円以外には実質的な収入がないという状態にあるので、これではたして農家が希望が持てるかどうか、ここに私は大きな疑問があると思つております。こういうことで農家にお話しになつても、なかなか飛びついてこないし、せつかく作つた振興法が、実際は期待も持たれないし、実際の役に立たないという心配があると思つて、そういう点、どうお考えになつておられますか。

○齋藤(誠)政府委員 お話の通り、果樹につきましては、永年作物の性質上、収益をあげてそれによつて生活を維持するということになりますと長年かかることは事実でございまして、しかし、また、それだけに投資を要するわけでございますが、将来に向かつて大きく投資が成果をあげていく、二十六年になりますと、この表によりまし

ておられます。

ても四万円というものが純収益としてあがつてくるわけでございます。その間において一体それではどうなるかという点でございますが、果樹自身の計算をやれば、確かにずっと償却をしていくことになりまして赤字になっていくということになりますけれども、この中に示します労働費は、雇用労働によりますればお話しのようなことになりまして、自家労働も評価して労働費として算入しておるわけでございますので、少なくとも自家労働の分を除いて考える必要があらうかと思ひます。そういう意味におきましては、一応自家労働を現在の単価で年々見ていくという前提の場合におききます赤字であるということが第一点でございます。

第二点は、農家といたしましては、もちろん果樹専業の場合もありますけれども、現在までの集団化の実績を見ますと、大体他に作物を作つておるわけでございますので、いわばその間における投資でありますので、投資の結果として、一定の期間結果期を過ぎた期間におきましてはそれ以上のものが返つてくる、こういうことになるわけでございます。永年作物における一般的な投資の形態としては、性質上やむを得ないものであらうと思ひます。

○湯山委員 その点はなお十分御検討願ひたいし、このことだけでやつていくと思つてもなかなかできない。今の農家にとにかく二十年間借金を背負つていけというようなことがどういふ効果をもたらすかということはおわかりだと思ひますので、この点については、なおそれぞれの樹種についても調査を点があるのですけれども、その程度にして、それだけでは實際果樹振興にならないということを指摘しておきたいと思ひます。

それから、もう一点伺ひたいと思ひますが、それは、この法律によれば、合理的な果樹園経営の基礎を確立する、これにあわせて果実の流通及び加工の合理化をはかつていくという、このことが法律の目的になっております。そこで、一体合理化というのはいふことなのか。これが大へん問題だと思ひますが、この法案の提案理由の中にこういふふうに書いてあります。「今後の果樹園経営の合理化の方向が生産から販売にわたつて集団的にかつ一貫して行なわれる」ようにすることに、これが合理化の定義のようなことになっております。そうすると、生産から販売にわたつて集団的にかつ一貫して行なわれるということになって参りますと、しかも、この法案の第三条にも、二つ以上の農業者が共同して果樹の栽培を計画的かつ効率的に行なうというよりなことが条件になっておるということから考えてみますと、この果樹園振興特別措置法案というものは果樹農家の共同化ということを意図しておられるように私は考えるわけですが、その点はどういふふうにお考えでしようか。

○廣藤(誠)政府委員 お答えいたします。合理化の一環としての生産部面における共同化を意図しているかどうか、こゝに御質問でございます。果樹につきましても集団化をはかつて参るといふことの一つの意義をいたしましては、たびたび申し上げましたように、共同防除施設を導入するということに伴ひまして共同利用をはかつていく、さらにそこから栽培、選果等の共同作業も行なわれるだらうし、さらに品質の統一化あるいは共同出荷といったようなことにも発展していくといふことを期待いたしてゐるわけでございます。従つて、今の御質問につきましても、当然そういふ共同化の方向にいくであろう、範圍は非常に広いと思ひますけれども、部分的な共同化といふものは当然行なわれていくことになるであらう、かように考えております。

○湯山委員 ただいまの御答弁によれば、部分的な共同化というよりな御説明ですけれども、本来の合理化といふものは、生産から販売にわたつて集団的にかつ一貫して行なわれるといふこと、これが合理化の定義である、こういうことを提案理由の説明の中にはっきり述べておられる。さらに、「樹園地の集団化及び農作業等の共同化を積極的に推進する」と、はっきり共同化と書いてあるわけですか。そう見て参りますと、当然これは共同化といふことを推進していくことが前提でなければならぬのであつて、それは単に共同防除とか共同選果とかということだけでなく、生産から流通、販賣、すべてにわたつて共同化の方向がとられることを期待している法案だといふように私は考えておりますし、この提案の説明から見ても、当然そうでなければならぬと思ひます。その点、もう少し明確にお答えいただきたいと思ひます。

○廣藤(誠)政府委員 今回の法案で予定いたしております集団化の一つの考えは、今先生のお話しになつたような御方向で考えておるわけでございます。ただ、共同化という言葉の中にはいろいろのニュアンスがありまして、範圍もきつめて広いわけでございます。われわれの共同化という概念の中には、今まで果樹で現実にとつたようなタイプで行なわれておつたかといふことを調べてみますと、そこにはいろいろのタイプがあるわけでありまして、簡単なものでありますと、耕種協定を行なつてゐるようなもの、それから防除を共同作業でやるようなもの、さらに施設の共同利用でやるようなもの、さらに進んで分化した協業の形態でやるようなもの、さらに進んで共同経営でやるようなもの、これは、果樹の経営の実態に應じて、あるいはそのとき、その地方における農業経営の実態から見ても、いろいろなタイプがおそらくあると思ふのであります。しかし、そういう実態につきましても問題にいたしておるのではないのであります。今後、市場性の強い、商品性の高い果樹経営を行ないます場合におきましては、やはり、市場面に適応するようには、大口の取引の形態をとらなければならぬだらうし、それには共同選果、共同販賣、計画出荷といふことも必要になります。それに應じて品種の統一といふことも必要になります。さらに、そういうことをやる前提といたしましては、作業面における共同防除とかいったようなことも行なわれる必要がありましよう。これらを一貫いたしまして、われわれは合理的な経営に持つていきたい、一貫した形で行なつて参りたい、こういう考えでおるわけでございます。

○湯山委員 少くも答弁が私の質問とずれておると思ひます。私がお尋ねしておるの、そういう個々のものの共同でやつていくというよりなことでなく、生産を共同でやつていく、販賣等も共同でやつていく、当然配分も共同化されなくてはならない。つまり、今局長の言われたような個々のもののじゃなく、實際は、この法律によつてやつていくとすれば、いわゆる大きい意味の共同化ということが期待されてゐるのではないか。そうでないと、たとえば十町歩なら十町歩の団地を作つたにして、共同防除をやつていく、あるいはスピード・スプレーヤーを使つていくといったときに、今度は、それらの一切の計算を、作業だけは共同でやる、要つた費用は個々別々に計算する、出荷の場合にしても、たとえば出荷調整のための貯蔵所を設ける、また、早く出した、あとから出した、こういうことをみんな個々の農家で計算し直しておるのでは、とても追つつかないと思ひます。というの、この前もお尋ねしましたように、大体果樹園の経営面積は平均すると四反歩くらいです。おそろく今やつておられる果樹園経営改善促進の実験集落、これらにしてもおそろく二戸や三戸でこの集落ができてゐるのじゃないかと思ふのですが、今ちょっと途中ですけれども実験集落の構成戸数は大体何戸くらいになっておりますか。

○廣藤(誠)政府委員 三十五年度から始めました果樹園経営改善促進の実験集落によりますと、五果実施いたしております。そのうち、岩手は十六戸、長野は三十六戸、愛媛六十一戸、長崎十六戸、広島八十六戸、こういう状態です。

○湯山委員 今お話しのように、少ないので二十戸程度、多いのは八十戸、それだけ集まらなければ十ヘクタールという集団にはならないということですが、それを一々計算していくことは容易なことじゃありませんし、その中には技術的にすぐれた人もあるし劣っている人もあるし、あるいは兼業等ごく小規模の果樹園を持ってその中に入っている人もあると思います。そういうものを一々この部分だけ部分的な共同というのをやっていけば、とても厄介でやりきれません。そうだとすれば、当然生産面も共同でやっていく。それから立開の農業法人等の発生の経過から見ても、これは個々別々に三輪の運搬車を持つということでは不経済だということから、一緒にやってみようというところが法人化へ行つた一つの動機になっております。さらに、今のうちに、出荷の問題あるいはその販売の問題、そういったことを考えていけば、当然生産から分配まで共同化をしていくということなわけです。その目的は達せられないと思うのですが、どうでしょう。

○齋藤(誠)政府委員 お話の通り、果樹につきましても、商品性が高いために、その生産、流通過程におきまして種々分化し専門化する分があるかと思ひます。そういう意味におきまして、今お話しになりましたような形態も今後の一つの形態だろうと思ひます。しかし、いずれもこれらの問題は経営自体に移る問題でございますので、農家のこれに対する意欲あるいはその構成メンバーである農家の経営の実態等によりまして、おのずからその段階は相違が出てくるのはやむを得ないものであらうと思ひます。従つて、今後、集団化、協業化ということには特に果樹は適した一つの部門であると考えておりますけれども、その発展段階等は農家の自主的な意欲に待つ、こういう考え方でよろしいかと存じます。

○湯山委員 局長は、昨日大臣が共同化の問題で失言をしたので、非常に用心して、今も協業化だとか集団化だとか言つて、共同化という言葉は極力回避しておられる。これは遠慮は要らないのです。ちゃんと提案理由の説明のときに共同化という言葉を使つて、刷りものの中にも共同化を積極的に推進すると書いてあるのですから、今そんなに用心したからといって別にこれは消えるわけではないのですから、一つ遠慮なく思ひ通り言つても構はないと思ひます。そうしないといふのはやはり大臣を呼んできてまた聞かなければならないことになるので、そういうことは遠慮は要らないのですから……。今のうちに、だんだん聞いていきますと、とにかく、多数の農家を集めて、共同施設を作つて、そして機械化をはかつていく、それから、合理化といふのは、法律にもちゃんと書いてありますように、まあ合理化ですけれども、それは生産から販売にわたつて集団的にかつ一貫して行なう、こういうことですから、当然これは大きい意味の共同化でなければならぬ、こういうことなんですよ。率直に言つて、その通りならその通りと、こう言つても構はないと思ひます。

○齋藤(誠)政府委員 お話の趣旨をだんだん聞いておられますと、共同化ということと共同経営という言葉と両方が入つておるようになつておられるのであります。共同経営ということになりますと、今お話しになりました分配問題が重要な問題になりまして、先生の御郷里の立開におきまして、その分配問題に特殊の関心を持った分配方法をとつておられるのであります。はたしてしからば、そのような一般の分配形態がどの共同経営にも通用するかどうかということになりますと、これはまた非常に問題があるところでありまして、現在におきまして、一戸一法人の場合におきましては問題ないといひましたけれども、数戸の共同経営という実態におきましては、いまだ萌芽的なものしかありません。いままだ萌芽的なものしかないわけでございます。しかし、私が申し上げましたような協業の形というふうなことでありますならば、これは果樹の性格から言ひまして最も市場性の高い条件を整えていくといふのは当然であります。そういう意味におきましては、広い意味の共同化といふことが今後の果樹園経営計画の一つの要因であらう、かように考えております。

○湯山委員 まだどうもすいぶん遠慮しておられますので、もう一ぺん、このあなたの方で提案になられた提案理由の説明の二枚目の初めの方をあとでよく見ておいて下さい。この議論はもうこの程度にします。幾ら言つても、局長は遠慮して、とてもはつきりものを言わないようですから。ただ、今の御答弁の中に、一戸一法人の場合は別としてといふので、いかにも一戸一法人もこの法律で言う融資の対象になる法人に該当するようになつておられる御説明があつたのですが、これは一戸一法人の法人もまた融資の対象になりますか。

○齋藤(誠)政府委員 この法案の適用対象は、一応、二人以上の者が共同して耕作を行なう場合と、それから果樹農業者が構成員となつておる法人、こういうことになつておられて、果樹農業者、法人自身が経営するいわゆる法人形態のものにつきましては、別途農地法の一部改正法案が提案されておりますが、その中で果樹農業振興特別措置法の改正をいたしております。それによつて融資の対象にするという考えでございます。ただ、現実問題として、一戸一法人でありまして、集団を大体十町歩というふうに考えておられますので、そういう面におきましては、やはり共同化、集団化、こういう考え方で指導して参りたい、こういうふうに考えます。

○湯山委員 ちょっとわかつたようなわからないような点があるのですが、つまり、第三条第二号でいう「前号に掲げる果樹農業者が構成員となつておる法人」といふ法人は、一人の場合でも果樹農業者には変わりないわけですか。その一人が構成員となつておる一戸一法人、これは第二号通りいけば当然対象になると思ひますが、どうなんでしょうか。

○齋藤(誠)政府委員 第三条に書いてあります「前項に掲げる果樹農業者が構成員となつておる法人」といふのは、具体的には総合農協あるいは特殊農協を考へておられるわけでありまして、法人みずからが果樹農業を行なうものについては、この一号、二号には規定いたしてないものであります。それから、先ほどちょっと説明が不十分でございましたが、農地法の一部改正によりまして果樹農業振興特別措

置法の一部改正を行なつて、あそこにいいます農業法人も経営計画の申請の対象になる、こういうことになりだしておるわけでございます。従つて、農地法の一部改正の対象になるものは必ずしも一戸一法人ではない、あそこには書いてありますように条件に該当するものだけを法人の対象としておられるわけでありまして。

○湯山委員 そうすると、結局一戸一法人といふものは将来認められないといふことになるわけですか。

○齋藤(誠)政府委員 この対象には認めておりません。

○湯山委員 今の農地法の改正によつて農業法人といふものを規定するといふことで、その中に一戸一法人といふものが認められないならば、将来にわたつていかなる場合でも一戸一法人は認められないかどうか。あるいは農地法の改正は一戸一法人といふものを認めていないのかどうか。これはどうなんでしょうか。

○齋藤(誠)政府委員 農地法の改正対象につきまして私から申し上げるのは所管外でございますが、生産法人である生産協同組合あるいは有限会社、特定の条件に該当したものを農地法の対象としておられるわけでございますが、従つて、そういうものに該当するものについてはこの法律の改正によりまして対象になり得る、こういうことには考へております。ただし、この果樹農業振興法には、二人以上が集団で行なう、こういうことを前提としたておられますので、一戸一法人といふようなものにつきましては、この対象から一応除外いたしておられるわけでございます。

○湯山委員 この問題は農地法の改正との関連もありますし、その点で明確にしておきたいのですが、農地法で認められれば一戸一法人もまた対象になる、認められなければ別だ、こういうふうに解釈していいわけですね。この点は問題としてあとへ残ると思います。

それから、今の御説明の中でも、法律にははつきり二以上が共同してとあるのを、やはり二以上が共同してというふうに非常に遠慮しておられますが、実際のところいろいろな集団あるいは共同化していくために問題になるのは、農協、それから特殊農協、それと別個のたとは出荷組合、こういうものが相当多岐にわたって競合しております。ひどいところは一つの村で三つもできておるところもある。こういう事態を局長はよく御存じだと思います。それを解決してやらなければ、かりに五ヘクタールなり十ヘクタールなりの団地を指定しても、とてもそれは共同作業もできないばほんとうの共同化ということとはとうていできない。こういうことは行政面からすみやかに解決していかねばならぬ問題だと思っておりますが、そういう事態をどういうふうに把握しておられるか、それから、本法施行にあたってそれに対してどういう手を打っていかれるか、その点について御意見を伺いたいと思います。

○斎藤(誠)政府委員 お話のように、果樹の出荷団体につきましては、総合農協があり、あるいは特殊農協があり、出荷組合があり、それぞれ地域によつて、あるいは歴史的沿革によつてあるいは果樹の種類によつて相違をいたしております。現在、総合農協が約一

万ございまして、果樹を取り扱う特殊農協は登録したものが六百、実際に動いているのが約三百ございます。今後どういふことにこれが発展していくだろうかということは、一にかかつて果樹農業経営実態そのものがどういふ変化をしていくだろうかということにあるのではないだろうかと思つております。従ひまして、これを上からどういふ規制をするかということではなしに、果樹農業をみずから営む者に最も適応した形、またその組織を作ることによつて最も便宜な利用し得る形態を選ぶということに待つ以外にはなからうかと考えております。従つて、歴史的にあるいは樹種によつてそれぞれ取扱ひを異にいたしております現状におきましては、最も実情に合うようなことで今後とも指導して参りたい、かように考えております。

○湯山委員 それは、結局、何らの対策もない、そして実際には自然発生的にそれらがどうなつていくか自然に変わっていくのを待つしかないんだ、こういうことなんですか。

○斎藤(誠)政府委員 果樹農業者の選

○湯山委員 そういうことでは、今申しましたように、たとえば隣り同士でも、一方は農協へいく、一方は特殊農協へいく、こういうことがあります。それから、一つの村の中でも、従来の特殊農協に対して新しい出荷組合を作つてそれに対抗しておる。それはずっと古くからやつておる人と新しく始めた人との対立というよりな形で出ている面もあります。そういうことになると、一つの団地の中でいろいろな出

荷団体があるわけで、これが共同して事をやつていくということはどうてい

○斎藤(誠)政府委員 現在、特殊農協

あるいは出荷組合あるいは総合農協と分かれておりますけれども、果樹の主産地へ行つてみますれば、その地帯におきましては、あるいは町村単位におきましては、あるいは総合農協自身が最も果樹を扱ういわば特殊な活動をやっておるということにもなつておりますし、また、そうでない地帯におきましては、たとえば比較的その村において果樹の取扱ひ量が少ないところでは別個に特殊農協ができるというよりなこともあると思つております。問題は、その地帯々々におきましての末端ではなくしてそれから上の段階のむしろ指導にいろいろ問題があるうかと思つております。われわれといたしましては、いずれにいたしましても、農民が組織した組合によつて有利不利があるということのないよう

ことを考えて参りたい、たとえば、今

というところが魅力になつてそういうこ

○湯山委員 これも局長よくおわかり

○坂田委員長 午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたしま

午後三時十四分開議

によつて急速に成果をあげようという、一技術が進んだ今日は可能なんですよ。そういうことに對するところの対策というものが私は欠けておると思うのです。だから、いい品種ができ、それで市場の開拓ができるということがわかつておつても、遅々として進まない。そこに需要の拡大という面にも支障を生じておるのではないかと私は思う。で、今言つた一つの例から見ますと、この古い資料でありますけれども、一万七千町歩以上も改植を必要とするところがあるように出ておりますが、当然これは改植も必要でしょう。しかし、また、この改植寸前のもの等に対するところの更生対策というものは、やはり優良品種の継ぎ穂等によつて更新を行なつていくということも私は大きな対策の一つだろうと思うのです。既成果樹園に對するところの対策というものをとつと重点を置き、それに必要な措置というものを考えていくべきだと思ふのです。今度の法案にはそういう具体的なものを求める何ものもありませんし、あえてわれわれがこれに修正を加えるということになりますと、新しく法律を作るようなことになりますから、ここに問題点を指摘せざるを得ないわけです。その点はどうですか。

○齋藤（誠）政府委員　今回の法案では、おそらくは面積としては新植が

改植面積よりもはるかに大きくなると
思います。しかし、新植というのは、
全く新しいところに集団的に新植する
という場合もあるかと思えますけれど
も、しかし、そうでなくて、既成園に
接続して新植するという場合も入って
おると私は考えるのであります。従つ

て、その場合におきましては、当然既成園におきましても一体として果樹園の経営計画ができる場合も想定されるわけでございます。

なお、今お話しになりました優良な穂木の供給につきましては、先ほど申し上げましたように、全く御指摘の意味と同様の趣旨におきまして、来年度予算を計上し、そうして民間の優良母樹からできた穂木を苗木に育てて、需要量の約半数はそういう措置によって供給を確保したい、かような考えを持っておるわけでございます。

それから、なお、穂木自身の購入については対象になるかという点でございますが、われわれは、穂木の購入も融資の対象にしたい、かように考えております。

○足鹿委員 それでは、不満足でありますが一応考えておられるようです、意向が明らかになりましたから、次の問題に移ります。

果樹の振興と技術革新の問題についてであります、これにはいろいろな内容があると思いますが、一、二に限定して一つお尋ねをしてみたい。

たとえば、リンゴ等におきましては無袋栽培ということが相当普及しております、政府の資料によっても明らかであります、われわれも目撃しております。ところが、ナシの場合、特に二十世紀その他の場合におきましては、非常に病虫害の問題がありまして、薬剤散布においては七回ないし八回袋かけにおきましても、入念にするものは三回、普通が二回程度行なっております。従って、私どもは二十世紀の主産地の一つであります、実情を聞いてみますと、実際の農家の手取り

というものは、四貫一箱におきまして二百円余りの手取りにしかならず、おられません。経営の中でも大きいものは、やはり箱代、それから木毛代、袋かけ以後におけるところの包装代、そうしたもの、特に、生産費の面におきましては、ほとんどが薬剤散布の病虫害防除が中心になっておるわけでありまして、このごろの二十世紀の需要の動向を見ましても、大玉のものよりも中玉以下のものに需要が集まってきておるといふことは局長も御案内の通りであらうと思ひます。そのことは、ごく品質のいいものはいいものでありまして、

が、大衆に安く食べさせるというところが需要の拡大をはかる上において一番大事なところだと言わざるを得ない。もちろん品質のいいものもけっこうでありますけれども、今後新植、改植あるいはその他の方法によつていろいろな施設と相俟つて増反が起きた場合に、輸出も十分に伴わないといふことになりまして、過剰傾向が起きてくることは明らかであります。それらにつきましても、省力栽培あるいは防除対策に對するところの徹底はもうあつたことではありますけれども、耐病性の品種をどうして作り出すかといふことが今後の課題だと思ひます。病虫害に弱い品種のものほど手間がかかりますから、そういうものに対して品質を確保しながら病虫害に對するところの耐病性のあるものをどうして作っていくかといふことが、私は大きなテーマの一つだろつと思ひます。そういう見地から、たとえば、ナシの場合にも、翠星といふものは病虫害に強い、同時に、二十世紀の本格出荷までに早期出荷が可能であるといふことが認められ

ておりまして、それが依然としてなかなか普及しないといふところに問題があるように私は思ひます。現在の農林省の品種対策、病虫害対策といふものは、いろいろ考えておられるでしょうが、スピード・スプレーヤーを入れて薬剤散布といふことも必要でありまして、無袋栽培のできる相当な品種をどうして作っていくかといふことが、二十世紀等の需要の現状を見ました場合に、今後の大きな問題だろつと思ひます。そうでない限り、なかなかそう簡単に大衆が二十世紀をたくさん食べるといふことにはならぬと思ひます。しかも、市場手数料等につきましても八分といふような相当大きな手数料を取つておる。生産地から消費者へ入るときには三倍以上の値段になっておる。そういうことで、果樹の栽培を奨励しても、直ちに過剰傾向といふことによつて農作貧乏に陥るのではないかと、そういうふうに私は思ひます。特に、袋かけを最小限度にとどめて、しかも品質はこれを保持するといふ耐病性の品種、あるいは無袋栽培を可能ならしめるような病虫害防除対策、特に薬剤散布、そういったような点について振興局はどういう対策を用意しておられますか、御研究の結果がありましたらこの際御発表願つて、対策を承りたい。

○齋藤(誠)政府委員 果樹につきましては、特に病虫害防除の経費が非常に大きなウエートを占めており、おそろしく五割以上を占めておるかと思ひます。従つて、これを軽減することが一つの大きな対策であらうかと思ひます。御指摘のように、その前提といいたしまして、品種自身も耐病性の品種を

作るということが特に必要でありまして、平塚試験場におきまして、昭和十六年ぐらゐから、特に耐病性の品種を作ることに研究を進めておるわけでございます。先ほどお話しになりました梨星もその一つでございます。今後といへども、特に耐病性の品種を作るということは大変な試験項目の一つであらうと思ひます。

同時に、最近におきます農薬の進歩によりまして、無袋栽培につきましても指導も普及もだんだんと進んで参つておるかと思ひます。袋かけ自身の経費は、特に二十世紀あたりでは非常なウエートを占めておりまして、おそろしく努力費の中では二割ぐらゐが袋かけ労働になっておるのじゃないかとおられるのであります。この点につきましては、もちろん二十世紀の黒斑病対策としてはまだ袋かけを必要とするといふようなものもあるかと思ひますけれども、なおまた、農業によつて十分防除できるにかかわらず、商品価値を維持するといふような面から袋をかけておるといふような面もまだ残つておるうちに聞いておるわけでございます。これらは今後の指導によりまして改善をはかるということも一つの手法かと存じますが、先ほどお話しになりましたように、大衆消費の方向に沿つて、粒の大きいものから、粒が小さくても安いもの、見かけや光沢よりもむしろ味の方が重点であるといふような考え方で、今後これらについても指導をはかつていくべきではなからうか、かように考えておるわけでありまして。

○足鹿委員 よくお考えになつて、言われるだけではなしに、もっとスピードを付けておやりにならないければ、私はこの問題は解決つかぬと思ひます。今までの他の農業技術に比べて、この園芸方面は特におくれておる。施設その他についても著しく見劣りがしておる。試験場を見ましても、興津を見ても平塚を見ましても、失礼な言ひ分でありまして、これが国立の果樹園芸の指導の中心とはちよつと恥ずかしく言えないと思ひます。そういう点について、もっと耐病性品種の育成をはかり、同時に、この病虫害防除対策の一環として、無袋栽培でも品質を維持できるような新生産を開くことにもつと重点を置いていただきたい。技術面については、むづかしい問題があると思いますが、なかなかこういう場合に

おいては触れることは困難であります。若千この点を私は指摘しておいて、今後百年の大計を振興部門として立てる上からは、このことを除いて私は大きな出発はないと思ひますので、特にその点について御考慮をわすらわしておきたいと思ひます。

次には、過剰傾向と果樹の災害対策の問題であります、これにつきましても、農林省の行き方というものが、繭の場合にいたしましては牛乳の場合にいたしましては、過剰傾向が起ることをあてて対策を立てるということ、結局間に合はなくて農民は転換をする、そうするとまたそこに新しい需要傾向が起きてまた値段が出る、こういうイタチごつことを繰り返しております。ところが、果樹などといふものは、永年性の作物の中でも特に長期の展望に立つて経営を始めるものでありますから、その簡単には参りません。戦争中に果樹を抜かせ桑を抜かせたような

わけには参りません。作付の転換といつても、その容易ではありません。従つて、この過剰傾向というものは、決して、将来需給の見通しの上に立つてどう立てていくか。また、相当高度の果樹園芸ということになりまふと、相当の災害を伴うわけでありまふ。きょうは経済局がおいでになつておらぬようでありまふが、農業災害補償法の改正の一環として、本年から調査費を組んで、果樹その他の点についても災害補償法の適用上の検討を進めるといふことであります。その構想は後ほど経済局を委員長の方においてお呼びいただきまして承ることにしまして、この過剰傾向の一つの例として、果樹の中でも貯蔵性のあるものはある程度調整が可能であります。白桃であるとか、その他二十世紀のようなものにつきましては、貯蔵によつて過剰傾向を調整するといふことのなかなか困難な場合があります。一昨年は岡山へ参りましたが、販売があるいはその他の小売店等における白桃の価格は下がつておりませんが、生産者の人々と意見を交換してみたら、全く問題にならぬように下がつておる。そこで、いろいろと検討したのが、ふだん一定の掛金をかけておいて、一定価格以下に下がったときにはお互いが共済で助け合おうではないかといふことを考へておるといふことを聞きました。これらの点について、自然災害に対するところの対策とあわせて、はからざるところの過剰傾向からくる価格の変動というものに対処するところの救済策があるいはその他の対策をこの際検討する必要があると思ひますが、もちろんこの中には何ら含まれておりません。農

産物価格安定法の中にも片鱗だにも見えてません。しかし、今後伸長部門として果樹を伸ばすということになりますと、これは大きな問題であります。現に、産地の価格と消費地の価格との間には大きな開きがあり、産地価格の三倍以上の価格をもつて消費者は買つておるといふような実情があるわけでありまして、その上に、さらに需要の拡大に伴ひませんから、過剰傾向に拍車を加へる、こういう循環が起きておるやうに思ひます。その災害対策はあとで聞かしていただきまして、たとえばこの貯蔵で調整のきかないものに対するところの政府の対策いかんということをお聞きしたい。

○齋藤(誠)政府委員 果樹その他の蔬菜や何かの青果物につきましては価格調整あるいは出荷調整といふことはきめてむずかしいものの一つでございます。しかしながら、それだけに大きな影響を生産者に与へることも事実でございます。今後の果樹の行き方としてしましては、ここでも申し上げたと思ひますが、現状におきましては、九割が生食用として流通するものであります。わずかに一割以下のものが加工原料になつておるといふやうな状況でございます。これをアメリカに例をとりますならば、五割ぐらいが加工用に戻つておるといふやうな状況でございます。従つて、貯蔵性のあるものにつきましても計画出荷あるいは出荷調整といふことにつきましても、今後ともやつていかなければならぬ面でございます。いまして、その意味におきまして、今回の法案におきましても、その一つの措置として、第六条にありますやう

に各種の調査とそれから情報提供を行なつて、さらに、予算上それに基づく協議会を定例的に行なつて、計画出荷の助行をはかつて参りたい、かやうに考へておるわけでございますが、貯蔵性のないものにつきましては、やはり将来の安定をいたしましては加工向けにこれを持つていくといふことが一つの方法ではないかと思はれるのであります。ミカンが貯蔵性がややある方でございますけれども、たとえば、ミカンのごときは、農協が計画出荷するかたわら、いわば余剰乳に該当する余剰果実につきましてはこれを果汁にしておるといふやうなことを行なつておるわけでございますが、将来もそういふやうなことが一つの方向ではないかと考へるものであります。われわれとしても積極的にそういう指導奨励をやつて参りたいと思ひます。桃やなんかは、たとえばカン桃でありますならばほとんどカン詰用のものでございまして、これらは加工原料としてのむしり取引の安定化をはかるということによりまして今言つたやうな目的が実現されるのではないかと思ひます。現状におきましては生食用が大部分でありますので、はなはだむずかしい問題だと思ひますが、将来は今申しましたやうな考え方で指導して参りたい、かやうに思つております。

○足鹿委員 過剰傾向については、生産から出荷、消費に至るまで、一つの自主的規制、自主的な調整といふことがもちろんその前提であります。前提ではあります。実際において、あなたの方の政府は自由経済を推進していかうといふのでありますから、それ

はおのずから限度があるわけなんです。先年の桑を抜いた直後にまた繭の暴騰が起きてまたあつて養蚕を進めるといふやうな事態も、従来事例があるわけでありまふ。従つて、特にこのカン詰加工あるいはジュース加工といふやうなものに不可能なものに対するところの、いわゆる著しく市価が崩落したときの制度としてのこれが救済対策といふものが私は必要であらうと思ひます。今後これが畜産と並んで日本農業の振興の中心をなすといふからには、その検討を始めて、制度として実施できるようにすべきだと思ひます。私は、今齋藤さんの御説明だけにおいては自主的にやういふことを考へておるのですね。いつでも政府の施策といふものはそういうものができた上です。よりやく腰を上げるといふのが今までの事例じゃないかと思ひます。もつと、この際、この果樹農業振興法が上程されたのを機会として、制度としての対策といふことを考へる必要があると思ひますが、いかがですか。

○齋藤(誠)政府委員 ただいまのお話は、価格変動に伴う何らかの制度的な安全弁を確立すべきではないか、こゝういふやうな御意見かと思ひます。申すまでもなく、この面におきまします制度的なものができるということには非常に望ましいところでありまふけれども、先ほど申し上げましたやうに、なかなかむずかしいのでございます。先生のお話になりましたやうな自主的な価格調整制度を作つておるやうな原も現在あることを私は聞いております。しかし、これらの運用の実態を見ました場合に、はたして全面的な制度になり得

るものであるのか。逆のことを言いますと、ほかの方が非常に自由であるから、そこでやつた部分だけが逆説的に成功しているといふやうな、いわば不安定の中における安定制度といふやうな意味で非常に効果をあげておることもあるやうに見受けられるのであります。しかし、この面につきましてはきつめて重要な研究課題であると思ひますので、三十六年度におきまして、特にやういふ今申し上げた趣旨の制度的な研究をしたいといふので、調査会の経費を計上いたしておりますので、今後、今お話しになりましたやうなことがはたして制度的に成り立つとすればどういふことを構想すべきであるかといふことにつきまして、慎重に調査研究いたしたい、かやうに思つております。

○足鹿委員 この問題は非常に重要でありますので、これから調査研究するといふことであります。にわかにもできません。ですから、真剣に施策を実施すべく対策を練つて、すみやかに実施できるように御努力をお願いしたいといふことにして、一応この問題は終ります。牛乳の問題がよく言はれることですが、牛乳の問題が出てくると牛乳の学校給食、それとあわせて果物の学校給食あるいはジュースの給食といふやうなことも言はれるので、言われておるが、なかなかそれが軌道に乗らない。その原因はどこにあるのですか。あなたの方がよりやり得ないといふのはどこにあるのですか。いわゆる過剰対策の一環として残つたものを学校の生徒に食わすといふやうなことではなしに、もつと検討されなければ

ばなりません。制度上の問題の具体的な一つの例として、特にこのジュースは果汁を含んでおるものがきわめて少ないという実情もたいぶんつまびらかになつておるようですし、いわゆるエッセンスで味をつけて、そしてこれを市販に供してゐる、こういう事例は枚挙にいとまがないようでありまして、その内容を吟味した、果実をもととしたジュース類というものは、保健衛生の上から言つてもいい。ただ単なる清涼飲料的なものであつてはならぬ、もっと、くだもの需要拡大、消費の増大ということとの関連において、その品質を吟味し、その内容をよく検討したものが販売されるようにならなければならぬと思ひますが、それらの問題とくだもの学校給食等の問題については、具体的な問題として何か御検討になっておりますか。

○農林水産部 果実の消費宣伝をやるべき御意見については、全く同様と考えております。ただ、今のところ、果実について学校給食をするという考え方は持っておりません。さらに、果汁等の品質改善については、全く御指摘の通りでございます。現在、農林物資規格法に基づきまして、一応JASマークができておるわけでございまして、JASマークができておるわけでも、実際にJASマークよりブランドの方が幅をきかしておるというふうな状況であり、また、ジュース自身の概念も、果汁というよりも、一般的にこれを製造しておる業界におきましては、ソフト・ドリンクだというふうな考え方がおきまして、今後、この部面におきまして品質の向上等につきましては、一般的に消費者のこれに対する関心を大いに啓発宣伝すると同時に、

時に、JASマーク自身の、農林物資規格自身の普及性をもつと高めていくということが何より必要かと考えております。

○足鹿委員 何で果実の学校給食を考えてないのですか。何か困難があるのですか。検討はしたがこういう困難があるというふうに、具体的に検討をされた上で、どうもむずかしいというのですか。ただそれは頭からどうもむずかしいというのですか。どうなんですか。

○農林水産部 現実には学校で給食といふこともくだものを出してゐるところもあるということをお願いしておりますが、これを予算化し制度化し政策化するということについて、われわれは目下のところ考えておらないということを申し上げたのであります。

○足鹿委員 今後それをやるべく御検討になる御意思はありますか。政務次官、どうですか。これは大きな問題ですが、果樹振興の一環として、事務当局は今お聞きのようなことを言つておりますが、やはりこの国政を進めていく上においては、これはやはり政治の部類に入ると思ふのですが、いかがでしょうか。

○八田政府委員 お答えいたします。ただいまの学校給食における果汁等の給食につきましては、まことにごくもつとも御意見でございます。保健衛生の面から考えましても、十分今後検討して参りまして、御意見に沿うよう検討を重ねて参りたいと思ひます。

○足鹿委員 この点はもつと触れたいのですが、先を急ぎますから、検討するといふ政務次官の御答弁ですから、

あまりしつこくは申し上げません。果実並びに果実を原料とするカン詰類その他加工品の輸出対策について伺ひますが、もつと資料によりまして、年々輸出は伸びておるようかと思ひます。まことにけっこうだと存じます。が、私どもが海外を旅行してみまして、日本のくだものがいかにうまく、そしてりっぱであるかということ、海外へ行つて初めてそのありがたさを知つたことは、農林省の皆さんも御同感だらうと思ふのです。このことについては、そのようなりっぱなものを持ちながら、現在におきましては、きわめて輸出が伸びたとはいひながら、まだまだ宣伝も足らなければ、輸出の組織その他について、特にこれは日中貿易の正常化、国交の正常化等の問題が片づかないという問題から進展しないという根本的なものはございしますが、それにしても、現在のところ、その宣伝なり輸出組織の面に欠けるところがありはしないかと私は思ふわけですが、農林省の対策予算を見ますと、若干これらの点について検討を加え、宣伝その他の経費を若干組んでおられるようでありまして、熱意のあるところは私どもも認めざるを得ないと思ひますが、今のようなことでなかなかその成果を期待することがむずかしいのではないかと。輸出もしておるが、逆に輸入も相当しておる。たとえばトマト・ケチャップのごときものを輸入しておる。これは一体どういふことか。専門家に聞いてみますと、まことに不思議な千万に思ふ。市場にはトマトがはんらんして困つてゐるときに、それを輸入するといふようなことも、私どもは専門家から聞いてあせんとしたわけですが、

が、とにかく、輸出も若干伸びつつあるが、輸入もしておるというのが現状であります。従つて、生果のまま輸出するといふことも一つの対策でありまして、生果で輸出を盛んならしめるためには、輸送の組織、施設というものが伴ひ、そして海外におけるところの消費宣伝が徹底しなければ、この問題は解決がつかぬと思ふのであります。私どもの果の二十世紀も若干ずつ出荷しておりますが、累年上昇をしております。しかし、何しろ輸出上におけるいろいろな問題がありまして、なかなか十分な成果をあげておられぬが、確かに海外には需要はある。その需要をいかにして開拓するかということに問題は歸してくると私は思ふのであります。たとえば、輸送上の問題としての冷蔵あるいは冷凍その他の腐敗を防ぐ船の問題、あるいは現地におけるところの貯蔵施設の問題、いろいろな問題がそこに伏在しておると思ひます。これはただ単に振興局の予算をもつて独断の立場では解決しないと私は思ふのであります。これは、大きな生果物の海外出荷といふことについては、国全体の外貨獲得の面から大いに力を入れて解決をつけていかなければならぬ問題だと思ひますが、その点について若干の対策費を組んでおられますが、将来の計画、本年度の予算を出発点として、次の段階においてはどのような対策を用意しておられるか、この点について政務次官なり農林振興局長から御構想を一つ承つておきたいと思ひます。

○農林水産部 政府委員 お話の通り、果樹につきましては、今後海外の輸出につきましては大きく期待が持たれるわけでございます。現在におきまして、

農産物の中で果実の輸出は一五%、約九十三億になっております。最近の傾向を見ましても、二十六年から本年までに四・四倍というように急速に伸びておるわけでございます。従ひまして、今後なお相模を中心とした輸出については相当期待が持てるのではないかと思ふのであります。生果につきましても、カナダ向けのミカンであるとか、あるいは東南アジア向けのリンゴ、ナシ等につきましても、なお輸出が伸びてくるだらうということが期待されるわけでありまして、

御指摘のように、現在までやつております輸出振興対策は、主として農林省が予算を産産省に要求し、通産省の予算として一括計上して、ジェトロ―日本貿易振興会を通じて海外の市場調査、消費宣伝、需要開拓を行なつておるわけでございます。現在も、今申し上げましたような種類のもの、すなわち、柑橘のカン詰につきましても、英、米、西独、ミカンにつきましてもはカナダ、それから香港等に消費宣伝市場調査等の経費を計上いたしておるわけでございます。その面におきまして振興方策につきましてもいろいろなことが考えられるわけでございますが、何をいへども、やはりその地方における嗜好に合致するような形態で振興をはかつていくということが一番必要なわけでございますので、そういう意味から言ひますと、やはり、従来のようなジェトロを通じて、その地方における専門家からいろいろの消費宣伝を行なわせる、それによつて市場の開拓をはかつていくというふうなことが、おそまきながら結果においては着実な方法ではないだらうか、かような

が、とにかく、輸出も若干伸びつつあるが、輸入もしておるというのが現状であります。従つて、生果のまま輸出するといふことも一つの対策でありまして、生果で輸出を盛んならしめるためには、輸送の組織、施設というものが伴ひ、そして海外におけるところの消費宣伝が徹底しなければ、この問題は解決がつかぬと思ふのであります。私どもの果の二十世紀も若干ずつ出荷しておりますが、累年上昇をしております。しかし、何しろ輸出上におけるいろいろな問題がありまして、なかなか十分な成果をあげておられぬが、確かに海外には需要はある。その需要をいかにして開拓するかということに問題は歸してくると私は思ふのであります。たとえば、輸送上の問題としての冷蔵あるいは冷凍その他の腐敗を防ぐ船の問題、あるいは現地におけるところの貯蔵施設の問題、いろいろな問題がそこに伏在しておると思ひます。これはただ単に振興局の予算をもつて独断の立場では解決しないと私は思ふのであります。これは、大きな生果物の海外出荷といふことについては、国全体の外貨獲得の面から大いに力を入れて解決をつけていかなければならぬ問題だと思ひますが、その点について若干の対策費を組んでおられますが、将来の計画、本年度の予算を出発点として、次の段階においてはどのような対策を用意しておられるか、この点について政務次官なり農林振興局長から御構想を一つ承つておきたいと思ひます。

○農林水産部 政府委員 お話の通り、果樹につきましては、今後海外の輸出につきましては大きく期待が持たれるわけでございます。現在におきまして、

農産物の中で果実の輸出は一五%、約九十三億になっております。最近の傾向を見ましても、二十六年から本年までに四・四倍というように急速に伸びておるわけでございます。従ひまして、今後なお相模を中心とした輸出については相当期待が持てるのではないかと思ふのであります。生果につきましても、カナダ向けのミカンであるとか、あるいは東南アジア向けのリンゴ、ナシ等につきましても、なお輸出が伸びてくるだらうということが期待されるわけでありまして、

御指摘のように、現在までやつております輸出振興対策は、主として農林省が予算を産産省に要求し、通産省の予算として一括計上して、ジェトロ―日本貿易振興会を通じて海外の市場調査、消費宣伝、需要開拓を行なつておるわけでございます。現在も、今申し上げましたような種類のもの、すなわち、柑橘のカン詰につきましても、英、米、西独、ミカンにつきましてもはカナダ、それから香港等に消費宣伝市場調査等の経費を計上いたしておるわけでございます。その面におきまして振興方策につきましてもいろいろなことが考えられるわけでございますが、何をいへども、やはりその地方における嗜好に合致するような形態で振興をはかつていくということが一番必要なわけでございますので、そういう意味から言ひますと、やはり、従来のようなジェトロを通じて、その地方における専門家からいろいろの消費宣伝を行なわせる、それによつて市場の開拓をはかつていくというふうなことが、おそまきながら結果においては着実な方法ではないだらうか、かような

の経営管理に当たっておるわけですが、集荷区域は東郷町全部でありまして、三百七十戸、集荷面積は大体八十ヘクタール、こういうことになっております。県下の年間輸出量は十三万五千五百九十三ケースでありまして、年間の生産量は鳥取県におきましては十六万二千箱ということになっておるのであります。二十世紀の産地としてお互いがこの問題については関心を持っておるのでありますが、設備としては重量選果機五台、年間の稼働日数は六十日間でありまして、これは最

大限度であります。八月下旬から十月上旬までであるわけですが、一日平均七百人前後の労働者を入れました結果に当たっております。ところが、これに大きな問題が一つ出てきた。それは課税上の問題であります。固定資産税の問題、不動産取得税の問題、登記税の問題等で、みな合わせますと相当巨額なものが出てきておるわけでありまして。ところが、年間で最大限度使つて二カ月、実際は一月半余りがいいところでありまして。ナシの最盛期はそういうものであります。これに税がかかってくるために、理事者としては非常に困つておる。一方においては、市場の有利な取引もありまして、市況は順調に進んでおります。一方においては、共同選果場を作れ、そしてそれには資金の融通もやるといふふう

に農林省が指導奨励し、低利資金も貸しておるようなもの、しかも年間稼働しないものに、一定の固定資産税率で課税するということ、少し酷ではないか。少なくとも固定資産そのものはなるほど一定の価値あるものでありまして。しかし、その固定資産は、その利用価値によつて判断されなければ、課税標準というものは適正化されないと思ふ。そういう点から考えまして、私は、当然これは稼働日数期間中の課税でなければならず、また、それに関連するところの関連課税が行なわれてしかるべきものではないか、こういうふうな思ふのであります。そういう点につきまして、先般も予算委員会の席上において農林省と自治省との間にこの点について十分検討願ひたいということを御要望申し上げておきましたが、幸いよりは自治省がおい

でになつておるといふことでありますので、その点について調整の方法はあるかないか、いろいろ御検討願つておると思ひますが、一つこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○萩原説明員 いただいた選挙場の問題につきましてお答え申し上げます。具体的には御指摘になりました鳥取県の東郷でございますが、この選挙場につきましてもいろいろ問題があるということにつきまして、聞いております。従ひまして、その実例そのものについては、それぞれの市町村なりあるいは県なんかはどういう考え方をしておるかということにつきまして、詳しく存じておりません。一般的に選挙場のようないつ年間を通じて利用しないといふふうな施設についてはどういふふうに考えていたらいいか、こういうことにならうかと思ひますが、現在の固定資産税の建前からいいますと、一応対象になります土地、家屋、償却資産、そういう固定資産の所有の事実に着目いたしまして、そういう財産を所有されておるといふことで担税力ありといふふうに推定をいたしまして恒常的に課税をする、こういう性格の税でございます。従ひまして、財産所有の事実がございまして、一応その資産価値といふものを考えまして全額を賦課するといふので、御指摘のやうに、使用期間等に應じまして課税のやり方を変えていく、あるいは一番簡単に申し上げれば月割課税をするといふような方法もあるかと思ひますが、そういう方法は現在の固定資産税の本来的形としてはとられておりません。大体、私、ただいま伺つております

ましては、たとえばカニ工船のようなものとか、あるいは捕鯨船、そういうのがやや似たような事例にならうかと思ひますが、そういう例につきましても、ただいま申し上げたような建前になつておりますので、月割課税をいたしております。これは、月割課税といふことになつて参ります。いろいろ波及する問題も多々ございまして、第一に、こういう例で考えられますのは、実際の使用期間といひまして、もちろん本質的に季節的に使えないのだといふこともございしますが、同時に、個々の納税者の特別の事情によつていろいろそれらも変わつていくということもございまして、それからまた、そういう問題だけでなく、一般的に経済界の事情によつては稼働をやめておるといふふうな事例も場合により出てくるということ等になります。非常に月割課税の制度は複雑錯綜をきわめて参ります。一定の制度として取り上げるということにはなり切つておらぬわけでありまして。ただ、地方税法におきましては、御承知かと思ひますが、もともと本来的に地方団体の意思によりまして公益上課税が不適当だといふような場合には課税免除をする方法も残されております。それからまた、納税者の担税力の面から見て酷である、それだけの担税力がないといふふうな場合には、減免という方法も残されておるわけでございます。

従ひまして、実際の事例に当たりましてその辺の事情を十分検討した結果、地方団体の意思をいたしまして、そういう必要があるといふことになれば、課税免除なり減免ができるように制度的にはなつておるわけでございます。が、現在の建前をいたしましては、いづれにいたしましても月割課税というのを一本の太い制度としては取り上げておりませんが、片方でそういうふうな制度を併用することによつて、地方団体の考え方によりまして、その辺を認識すれば、課税免除、減免といふことと個々の例について処理をしていくという方法になつておるわけであり

ます。○足鹿委員 そうしますと、市町村の裁量において今課長が言われたような趣旨でこれを減免をするということに對しては、自治省当局としては、県その他を通じて別に抑制もしないし反對もしない、その趣旨によつて自主性を尊重する、固定資産税の場合はこういうふうな理解してよろしいわけですか。

○萩原説明員 私が今記憶にございませう例でちょっと申し上げますと、これは固定資産税ではありませんが、不動産取得税の例でございしますが、二、三年前であつたかと思ひますが、この選挙場の例がございまして。これは長野県と兵庫県の例がございしますが、それから、例の新農山漁村建設総合対策要綱という閣議決定がございしましたが、あれに基づきまして補助金が出る、あるいは貸付金が出るという場合の農業協同組合等の選挙場のような共同施設について、補助金相当額あるいは貸付金相当額について減免してもよろしいかという質問を受けたことがございします。これはもちろん公文でございします。それに対して、そういう課税免除あるいは減免といふふうな方法をとることについては、ただいま私が申し上げたような趣旨から違法ではない

という行政実例を出しておるのでございます。従ひまして、私どもの方は、個々の事例によりましていろいろケースが違ひましようから、一般的にどうのこうのとすぐ申し上げかねますが、今申し上げたような行政実例があるといふことで御判断願へば幸ひだと思ひます。

○足鹿委員 不動産取得税の方が三倍もいんですよ。今私の事例から申し上げますと、むしろ重点はその不動産取得税の方にあるのですが、建前は固定資産税に関連することでありまして、固定資産税を中心として、補助金が出ておるといふことを問わず、零細な農家が寄つて農業を近代化していく、そういう趣旨のものであります。これには何人も反對する者はない。政府も証明しておる。しかし、そこに補助金が市町村なり県なりの意思で出ておるところもありましようし、出ていないところもありましよう。果樹地帯といふものは普通の地帯よりも比較的経営力の強い農家でありまして、貧農といつても他の地帯よりは少しは経済力があるでしよう。だからといって、先ほど申し上げたやうに、市場手数料から害虫害の防除その他いろいろな点を考えますと、二十世紀一箱が二百円か三百円余りにしか農家は手取らない。ですから、どうしても合理化しようかといふところから出てきておるわけでありまして、当然これは季節的な利用度を考慮してやるべきではないか。カニ工船は大きな資本がやつて、一年分も二年分もそれで稼ぐわけでありまして、適用の対象としては同じやうなケースに

なるかもしれないが、その実態が違ひますね。非常に詳細なものが寄つてやつておるわけでありまして、そういう点について、この課税上の対策というものは、自治省といわず農林省といわず共通な相談をされて、そうして農業近代化を促進していくようにしていただきたい。特に、農林省はわずかでありますが近代化資金制度を国会に提出をしておることは、御案内の通りであります。そういうところから見ますと、今後、部落単位、旧村単位の選果場というよりなものがだんだん大きくなつて参ります。これはもう必至であります。その方が非常に有利であるし、販売上からも若干有利に取り引きが可能であるということになりますと、急速にこのことはふえると思うのです。ところがどこでもこういう問題にぶつかるといふことになりまして、やはり水をかけることにはほしきないか。現にこの問題は理事者としては頭を痛めている問題であります。かりに季節的な利用期間だけを課税対象としたという場合には、わずかであります。今度交付税の問題とも関連が出てくると思うのです。交付税課長もおいでになつておるようでありますが、そうしたことの関連もよく調整をされて、この農業近代化に支障のないような特別の措置といふことについて、ぜひ上司にも御報告になつて、この対策を農林省とともに早急に立てられんことを私は期待しておりますが、いかがでございますか。交付税課長等の御意見も一つ一緒に聞きたい。

○松島説明員 果樹関係の来年度の農林省予算に伴います地方負担額につきましては、地方財政計画にも地方負担額を計上いたしまして、それぞれ財源措置をいたしまして同時に、交付税計算の中にも繰り込みまして、それぞれ基準財政需要額の増額の措置を講じて、関係地方団体がこれらの事業を実施するのに財政的な支障のないように配慮いたしておる次第でございます。なお、ただいまお話のございました農業近代化に關します国の諸施策に対応いたします地方負担の農業近代化資金の利子補給、あるいは農業信用基金協会の利子補給、あるいは農林省の地方負担も相当額に上るわけでございますが、これらにつきましてもそれぞれ財政計画に所要財源を計上いたしまして同時に、交付税法の改正を通じて、基準財政需要額の中に繰り込みまして、財源措置をする予定にいたしております。

なお、税を免除した場合に、その分は交付税がどうなるかというお尋ねでございますが、現在の交付税法の建前は、御承知の通り、一方において、一定のものをさしをもちまして、どれだけの金がかかるか、どれだけの金が必要であるかというように計算をいたします。これを法律上の用語で申し上げます。すなわち基準財政需要額と呼んでおります。一方、その団体としては一定の状態においてどれだけの税収入があるかという計算をいたします。これを基準財政収入額と呼んでおりますが、その計算をいたします場合には、税収入の全額を差し引いて立てるのでなく、府県におきましては八割、市町村におきましては七割を基準財政収入額として、基準財政需要額から控除いたすわけでありまして、その差し引いた残りは交付税額として交付するわけでございます。

ます。従いまして、ただいま御指摘のありましたような減免の問題につきましては、それぞれの団体がそれぞれの立場においてなしますものにつきましても、これは個々の団体によつて考え方も違ひますので、事情も異なる条件のもとに行なうわけでございます。すなわち、私もその減免をしたら直ちにその分を基準財政収入額から差し引いて計算をするということはいいたしておりません。ただ、災害等のような事態、それから特殊な事態が起きた場合には、特別交付税の交付等に当たります。考慮をいたしまして、その間の調整をはかつておる次第でございます。

○足鹿委員 そうしますと、交付税の直接の対象にはしないが、特別交付税の際において措置をする、その対象にいろいろと言われたけれども、結論的に一つ……。

○松島説明員 ものによりまして、今申し上げましたように災害等によつて税収入の減少があつた場合というより特殊な事情があり、そのことがその団体に対する財政的影響がきつて大いなる場合には、特別交付税等によつて事情を参酌して考慮いたすことにいたしております。

○足鹿委員 そういふ四角四面な答弁でなしに、さつき固定資産税課長が言われたように、もう少し具体的に言つてもいい。これは私が理解して農林省が理解しなければ今度の近代化の上において大きな問題になるでしよう。ですから、私はこの点を重視して質問をしておるわけでありまして、さういふきまり文句ではなしに、もう少し具体的に言つてもらいたい。たとえば、大きなマンモス化された選果場が各地にできる。そうすると、結局、課税当局というものは、市町村では季節的な利用度から特別な事情を考へて減税措置をとる。ところが、一方また、市町村自治体の状態を嚴重に見ておるものは、とるものがあるじゃないか、もつととるものが至当ではないか、こういうことになる。これは今私には一つの事例をあげたにすぎませんが、これが一つの近代化政策として進んでいった場合には必ず大きな問題になる。特に二カ月そこそこしか使えませんが、これを肥料の置き場にしたらどうかとか、あるいは農機具を若干入れたらどうかといふことではないか。苦慮しているようですが、そんな大きなところへ肥料をいばいづめ込む余裕はありますまい。農機具をそこへちよつと入れてみたところで、それは年間利用できるというものでありませんが、従つて、日本農業が零細化からだんだん共同化、近代化されていく過程におけるところの育成措置というものが一方においてとられるにもかかわらず、課税上の面についてはそれに即応した措置がないとするならば、これは大きな支障となるであらう。また、共同化された大きなものができても、部落単位あるいは旧村単位のものがわかたにそれをやめるわけには参りません。それもある程度遊休施設化して、やはり一面においてはこれが課税の対象になつておるといふ事例も出てくるわけでありまして、さうしますと、これは全国的に見ますと私は大きな問題になると思ふ。そこで、私は、きょうは特に自治省当局に来てい

ただいまして、この問題に対して農林省とよく打ち合わせをされて対策を考へてもらいたいといふことを申し上げておるわけでありまして、今のあなたの話を聞いておきますと、私は頭が悪いせいか、何だかよくわかりませんが、特別交付税の際にはさういふものを斟酌して特別交付税というものが出るわけですから、大体その目的は達成される、こう解釈しているわけですね。

○松島説明員 農業近代化を国の施策として推し進めます場合に、税の減免をどのように取り扱うべきか、その減免したものに對して国がいかなる補償を与えるべきかといふことは、根本的に検討を要する問題であらうと存じます。御承知の通り、地方交付税の総額は、法人税、酒税、所得税の一定割合でございまして、いわば地方団体の共通の財源でございます。従いまして、一部の団体に特別によけい参りますならば、他の団体のものがそれだけ減るわけでありまして、今御指摘のありましたような近代化のために特別に国がさういふ施策を推し進めるといふことでありますならば、市町村の減免を期待いたしますような場合には、また別途の措置をもつて国が考へていくべき面もあるのではなからうかと存じます。従いまして、さういふ面も今後あわせ検討いたしました上で、適当に善処いたしたいと考へます。

○足鹿委員 今別途というお話がございましたが、別途といふことについて、もわれわれは一応検討しておる。たとえば農業倉庫法を対象としてこれを見ました場合に、完全利用はもちろんできません。今申しましたように、べら

ばうにでかい平面的なものですから、とてもその何十分の一も農業倉庫として利用できません。それに農機具を一時置かせたり肥料を一部置かせるという程度しか今のところ考えられない。農業倉庫としてはほんとうの農業倉庫としての設備がなく、いわゆる病虫害やネズミの害等を受けますから、米や麦を入れるわけには参りません。しかし、そういう農作物を対象としたものでなくして、何とかこの利用の方法というものを考えなければならぬと思っております。それだけのものを遊ばしておくと国家的な立場から見ましても不経済な話でありますから、何とか方法は考えなければなりません。が、この間周東農林大臣にも私は別な機会にいろいろと自治省と農林省間で検討されたいと言ったら、検討するということだったので、きょうあたりはある程度事務当局からこれについて検討された結果が聞けるものではないかろうかというつもりで実は期待をして出て来たわけでありましたが、入田政務次官、どうですか。この問題については、今私が指摘したように、今は点々としておりますが、近代化が進めば相当な問題じゃないかと思うのです。この間、大臣は、あなたの言われることは当然のことだから、自治省と打ち合わせをして検討しようということだったんですが、どうもこの問題だけでそう大臣同士が話し合うという段階にもいきません。別途特別の措置を講ずると今財政課長は言われました。これがどういふ数字になって特別交付税の上に現われてくるかというところは、目下のところ微々たるものだろうと思えます。その村においては大きな問題であ

りますが、全体から見れば私は大した問題じゃないと思う。しかし、だんだん近代化が進んでくるにつれて、この問題はよく検討してちゃんとした対策を立てていただかないと困る問題だと思ふのですが、どうでしょうか。

○齋藤(議)政府委員 お答えいたします。

今後果樹農業の振興上必要になって参ります各種の施設、特に御指摘になりました選果施設に対する税法上の扱いにつきましては、われわれとしても将来の問題として十分検討いたしたいと考えております。ただ、運用面におきましては、先ほど固定資産税課長からお話がありましたように、これと、われわれとしてもなお自治省とよく相談し連絡いたしまして対処して参りたいと思ひます。ただ、問題は、選果施設についての利用の面から、一定期間に限られるという点が各地から聞かれる問題でございます。先ほど固定資産税課長の言われるような方法による解決の方法も一つであります。それからまた、その施設自身の利用方法という点につきまして、現在の段階では他に利用がなかなかむずかしい、こういうお話でございました。これらの利用方法をどういふふうにするかということにつきまして、その施設を何の施設として見るかという問題もあわせ検討する部面があるのではなからうかと思ひます。先ほど御指摘になりましたような倉庫の利用という面につきまして、今後の利用の一つの方法じゃないかと思われるのであります。が、これらにつきましては、なお自治省と御相談しまして検討していきたいと思っております。

りませんが、全体から見れば私は大した問題じゃないと思う。しかし、だんだん近代化が進んでくるにつれて、この問題はよく検討してちゃんとした対策を立てていただかないと困る問題だと思ふのですが、どうでしょうか。

○齋藤(議)政府委員 お答えいたします。

今後果樹農業の振興上必要になって参ります各種の施設、特に御指摘になりました選果施設に対する税法上の扱いにつきましては、われわれとしても将来の問題として十分検討いたしたいと考えております。ただ、運用面におきましては、先ほど固定資産税課長からお話がありましたように、これと、われわれとしてもなお自治省とよく相談し連絡いたしまして対処して参りたいと思ひます。ただ、問題は、選果施設についての利用の面から、一定期間に限られるという点が各地から聞かれる問題でございます。先ほど固定資産税課長の言われるような方法による解決の方法も一つであります。それからまた、その施設自身の利用方法という点につきまして、現在の段階では他に利用がなかなかむずかしい、こういうお話でございました。これらの利用方法をどういふふうにするかということにつきまして、その施設を何の施設として見るかという問題もあわせ検討する部面があるのではなからうかと思ひます。先ほど御指摘になりましたような倉庫の利用という面につきまして、今後の利用の一つの方法じゃないかと思われるのであります。が、これらにつきましては、なお自治省と御相談しまして検討していきたいと思っております。

りませんが、全体から見れば私は大した問題じゃないと思う。しかし、だんだん近代化が進んでくるにつれて、この問題はよく検討してちゃんとした対策を立てていただかないと困る問題だと思ふのですが、どうでしょうか。

○齋藤(議)政府委員 お答えいたします。

今後果樹農業の振興上必要になって参ります各種の施設、特に御指摘になりました選果施設に対する税法上の扱いにつきましては、われわれとしても将来の問題として十分検討いたしたいと考えております。ただ、運用面におきましては、先ほど固定資産税課長からお話がありましたように、これと、われわれとしてもなお自治省とよく相談し連絡いたしまして対処して参りたいと思ひます。ただ、問題は、選果施設についての利用の面から、一定期間に限られるという点が各地から聞かれる問題でございます。先ほど固定資産税課長の言われるような方法による解決の方法も一つであります。それからまた、その施設自身の利用方法という点につきまして、現在の段階では他に利用がなかなかむずかしい、こういうお話でございました。これらの利用方法をどういふふうにするかということにつきまして、その施設を何の施設として見るかという問題もあわせ検討する部面があるのではなからうかと思ひます。先ほど御指摘になりましたような倉庫の利用という面につきまして、今後の利用の一つの方法じゃないかと思われるのであります。が、これらにつきましては、なお自治省と御相談しまして検討していきたいと思っております。

りませんが、全体から見れば私は大した問題じゃないと思う。しかし、だんだん近代化が進んでくるにつれて、この問題はよく検討してちゃんとした対策を立てていただかないと困る問題だと思ふのですが、どうでしょうか。

○齋藤(議)政府委員 お答えいたします。

今後果樹農業の振興上必要になって参ります各種の施設、特に御指摘になりました選果施設に対する税法上の扱いにつきましては、われわれとしても将来の問題として十分検討いたしたいと考えております。ただ、運用面におきましては、先ほど固定資産税課長からお話がありましたように、これと、われわれとしてもなお自治省とよく相談し連絡いたしまして対処して参りたいと思ひます。ただ、問題は、選果施設についての利用の面から、一定期間に限られるという点が各地から聞かれる問題でございます。先ほど固定資産税課長の言われるような方法による解決の方法も一つであります。それからまた、その施設自身の利用方法という点につきまして、現在の段階では他に利用がなかなかむずかしい、こういうお話でございました。これらの利用方法をどういふふうにするかということにつきまして、その施設を何の施設として見るかという問題もあわせ検討する部面があるのではなからうかと思ひます。先ほど御指摘になりましたような倉庫の利用という面につきまして、今後の利用の一つの方法じゃないかと思われるのであります。が、これらにつきましては、なお自治省と御相談しまして検討していきたいと思っております。

○足鹿委員 これは去年できたもので、ほかにも事例があると思ひますが、にわかには言いません。だいたい予告期間を置いてある。私は、いきなりここで質問をぶつというのではなしに、問題を具体的に解決したいから、事前にも申し上げておるはずで、不可能なことはだれがやっても不可能であります。必要なことは困難があつてもやらなければならぬ。これは政策を遂行していく上においては必要だと思ひます。ですから申し上げておるのですが、いつ聞いてみても検討検討というふうなことがあつた。これは言つておられる。実に頼りないですね。まあそれがすみやかな機会に実現をすればいいわけでありまして、もう十日以前にもそのことを申し上げておりました。大臣も認識を持っておられるはずであります。自治省の課長もおいでになつておりますが、この問題は一つとく御検討願ひまして、四角四面な解釈じゃなしに、具体的に解決していただきたい。農業と他産業との格差をできるだけ縮める、池田内閣の看板から言いますならばそれに主力を置くと言つておられる建前からいつても、こういう現実に生じておる問題に手をそめないというふうなことは、私は問題にならぬと思ひます。大きな看板だけかけても、具体的な問題では検討が足りない。いつまでも検討善処では困ります。そういう点で、しかも両課長において大臣にも言われ、上司にも報告されて、いつごろまでにこの問題は相談をして御検討願ひるでしようか。先の問題は別として、当面の点について御検討願ひるか、お答え願ひたい。

○松島説明員 先ほど来申し上げておりますように、地方交付税は、御承知の通り、一定の行政経費を一定の税収入を前提としてそれぞれの団体に保障しようという制度でございます。従いまして、特殊の団体において特殊の税の減免等がありましたら直ちにその分を交付税でどうするかとするといふことは、現在の建前上できません。しかしながら、具体的な問題について具体的な事情に即して問題を解決することはもとより必要でございますので、そういう意味で、特別な事情のあるものについては特別交付税の方で別途考慮いたしたいといふことを申し上げたわけでありまして、一般的にそういうことをするという建前にはなつておりません。

なお、大臣と相談をするようにといふお話でございますので、できるだけ早い機会に相談をいたしたいと存じます。

○足鹿委員 次に伺ひたいのは、資金問題であります。植栽資金の問題についてであります。これはこの間も別な機会に申し上げましたが、災害資金のような緊急なものに対してもなかなか手続がむずかしい。自作農創設資金にしましてもなかなかむずかしい。特に開拓地あたりの事例を見ますと、これは経済局所管であります。経済局おられますので、次官よくお聞き取りを願ひたいと思ひますが、この間も申し上げたのですが、これは長野県の実情です。百六十人ばかりの組合員を擁する開拓組合が、五人の者が三日間かかって判押しをやつたといふのです。実に煩雑で耐えられない、同じ人間が三十五回判を押すといふの

です。一体、そういう煩雑な手続を経なければ金が出ないものか。手続は急所だけ押さなければいけません。何かそんなややこしい手続をとる必要は私はないと思ふ。今までの制度はそういう制度である。これの簡素化を望むことわれわれは主張してきつたが、今度も植栽資金についてそういう心配はないでしようか。どうも、樹園計画に對して知事が認可を与えるといふようなことを見、いろいろな事項を見ておると、肝心なところはみな政令に依存されておる。第三条の一項にしましても、その他重要なところが全部政令に依存しておるわけですね。これは、われわれは政令の配付を受けておりませんので、ちよつとわかりませんが、一つその政令をお見せいただくとはいけません。できればその樹園地の植栽資金を貸し出される場合の簡素化された手続をこの際一つ示してもらいたいと思ひます。この法律に関連のある一切の政令をお示しを願ひたい。政令依存事項が非常に多いことでもあります。植栽資金の問題につきましても、今私が指摘したようなことが過去においてあまりにも多かつた。これをどう是正するかといふことは非常に大事な問題と考えますので、一つこの際御所見があれば承りまして、きょうは五時までということでございます。その政令を一つお示し願ひたい。

○齋藤(議)政府委員 お答えいたします。

この法案の政令は二カ所でございます。きつめて簡単な規定でございます。第二条の政令、これは、植栽につ

いては五年後、それから、その他の果樹の生産については五年及び十年についてきめよう、こういう内容の政令でございす。それから、第二点の事項は、第三条の一号でございす。これは政令で果樹の種類をきめておるわけでございます。これは、現在予定いたしておりますのは、柑橘、リンゴ、ブドウ、ナシ、桃、桜桃、ビワ、カキ及びクワの九種類にする、これだけが政令の内容であります。

それから、融資に關します手続でございますが、別に政省令に議つておる点は、ただ一点農林省令で定める手続というのがございす。これは市町村長を経由するというのをただ出してございまして、他に手続として政省令に議つたものにはございせん。融資の手続につきましてできるだけ簡素化すること、これは、われわれ従来とも念頭に置いておる点でございまして、本件につきましても公庫の融資と同じような形式をとるわけでございますが、この果樹園經營計画について知事が認定すれば優先的に貸付をするというにいたしてございすので、それに関する限りは今回は融資が迅速に行なわれるように期待いたしてございすし、また、そのようにぜひとも指導して参りたい、かように考えてございす。

○足鹿委員 政令委任事項をお持ちになつていますか。一つそれを正式に出していただきたい。

それから、植栽資金の貸付方法の簡素化の問題ですが、だいぶやかましく言ひまして、自作農資金等も前に比べると少しはよくなった。これは農地局所管ですけれども、それも大体こうい

う形でいくのだというものを正式に資料としてちゃんと配つていただきたいと思うのです。それを見た上で私どもはまたいろいろと審議を進めなければならぬと思う。いいですね。

○齋藤(議)政府委員 本件について特別な融資手続というのではなくて、従来とも公庫融資の手続によるわけでございます。果樹農業者が受託金融機関として信連に貸付の申請をするか、あるいは信連によらない場合におきましては他の金融機関から直接貸付を受ける、こういうことでございまして、特に手続上煩瑣なものは本件について考へてはおりません。

○足鹿委員 本件のものには新しい煩瑣なものには加えないということだけは明らかにしましたが、そうすると従来のものが煩瑣なのだ。そのものを、特にこの場合に新味をお開きになつてできるだけ簡素化することについて御検討を願つておきたいと思ふのです。従来のものは従来のもので、また近代化資金法のときにもわれわれよく検討いたしましたが、あなたの方の所管される場合においての従来のものがややこしいのですから、それを、このたびにおいて新しいむずかしい規定は加えないということだけはおっしゃつたわけですから、どうすれば簡素化できるかというに一つ御検討の結果をお聞かせをいただくということにして、きよりは残余の質疑は一応留保しておきます。

○坂田委員長 次会は明十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会

農林水産委員會議録第七号中正誤

一五三三 變更の認可 正

業務方法書の變更の認可

業務方法書の變更の認可

農林水産委員會議録第十号中正誤

一 行 誤 正

二 申請は、請求は、

五 同条第二項 第三條第二

農林水産委員會議録第十一号中正誤

二 行 誤 正

三 又は検査官又はハ検査官

昭和三十六年三月十七日印刷

昭和三十六年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局